
第1回 日吉津村議会定例会会議録 (第2日)

平成31年3月4日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成31年3月4日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(9名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 河 中 博 子 | 3番 松 本 二三子 |
| 4番 加 藤 修 | 5番 三 島 尋 子 |
| 6番 江 田 加 代 | 7番 橋 井 満 義 |
| 8番 井 藤 稔 | 9番 松 田 悦 郎 |
| 10番 山 路 有 | |

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

| |
|---|
| 村長 石 操 総務課長 高 田 直 人 |
| 住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人 |
| 建設産業課長 益 田 英 則 教育長 井 田 博 之 |
| 教育課長 松 尾 達 志 会計管理者 深 田 珠 生 |

午前9時00分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。平成31年3月第1回定例会2日目を開会します。

本日、明日と一般質問の日程となっております。これまで議会懇談会などでもお話しさせていただいていますが、日吉津村議会での一般質問は全員に近い方が毎定例会ごとに行われております。これは鳥取県下、また全国的に見てもトップレベル、また、対外的にも自負できることと思っております。本日も村民福祉、村の活性化につながる、内容ある一般質問を期待するところで

す。

それでは、議事日程に入りたいと思います。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第1、一般質問を行います。

ここで通告者の紹介を行います。

本日3月4日、通告順1番、加藤修議員、午前9時から行います。通告順2番、松田悦郎議員、午前9時30分から行います。通告順3番、井藤稔議員、午前10時25分から行います。通告順4番、河中博子議員、午後1時から行います。通告順5番、江田加代議員、午後2時から行います。3月5日、明日の紹介をしておきます。通告順6番、三島尋子議員、午前9時から行います。通告順7番、松本二三子議員、午前10時20分から行います。通告順8番、橋井満義議員、午前11時35分から行います。以上が通告者の紹介です。

それでは、通告順に質問を許します。

通告順1番、加藤修議員。

○議員（4番 加藤 修君） おはようございます。4番、加藤修です。通告に従いまして2項目質問いたします。

初めに、村道2号線道路整備について。村道2号線交差点に信号機設置の請願が出され、全会一致で採択となりましたが、信号機設置に向けての条件として、2号線の道路の拡幅が必要であります。条件整備が急がれるところです。村長の所見を伺います。

最後に、日吉津の未来プロジェクトについて。6年生が行いました「町の幸福論ーコミュニティデザインを考える」の学習のまとめなど、その内容について教育長に伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 加藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。私からは村道2号線の道路整備についてを答弁をさせていただいて、2つ目の日吉津の未来プロジェクトについては教育長を指名でございますので、教育長からお答えをいたします。

村道2号線の道路整備についてということでは御案内のとおりでございます。非常に村内で一番危ないといえますか、事故の多発をしておる交差点になっております。これまで交差点にカーブミラーの設置や、「止まれ」や「事故多発」の表示、さらには路面標示としてカラー舗装工事や減速標示などを、できることをやってきたということでもありますけれども、やっぱり交差点に構造的な欠陥があるのかなということで、交差点での事故が後を絶たないという状況は、非常にこのような状況の中で即座に対応がとれないということもございます。非常に村民の皆さんに心配もかけておるということもございますのでお断りを申し上げる次第でありますけれども、米子警察署におかれましても、この交差点については危険箇所としての、当然ではありますけれども、認識をしていただいとって、定期的な巡回や一旦停止の標識を多く設置するなどの交通事故防止の対策や、あわせて、毎年信号機の設置についての要望書を鳥取県公安委員会へ米子警察署として提出をしていただくなどの対応をしていただいております。我が村としても対応をしながら、警察署にも連絡をとりながら、また事故が、現場検証が多数行われるということでもありますので、警察のほうでも公安委員会のほうへ要請をしていただいております。非常に危険な交差点であるという認識を持っていただいております。

12月議会での請願を受けまして、再度米子警察署へ信号機設置の要望をいたしました。交差点形状等に問題があるために信号機設置が困難であります。この解決のためにはどうしても民有地の用地買収が必要でありますし、ある程度のところの改良をしていくということになりますと、土地はもちろんでありますけれども、建物の移転等が必要になってくるということもございます。そのような下の条件整備をしながら交差点改良ということにしないと、いわゆる今の道路の幅員等や形状においては信号機の設置ができないということでもありますので、加藤議員の質問にあります条件整備に向けて急げということでありまして、この場で今こうだということが、民有地や建物や、さらにはそれらを総称していいますと、個人の持ち物に対してどうだこうだということはなかなか申し上げづらいところにありますけれども、これまでのこの事故を受けて検討しながら、どんな改良がいいのかということで絵を描いたりしておりますけれども、それでは絵を描いただけでございますので、個人の私有権の問題のところまで解決に至っていないというこ

とでありますので、この場でなかなかお話を申し上げにくい部分も、これからのことでもありますので、非常に多くの問題を抱えておるといふことで御理解をいただきたいと思ひますし、引き続いてこの交差点に、信号機の設置に向けての条件整備を進めてまいる必要があるといふふうにて考へております。

このような現状でありますので、子供たちの安全のために、朝の登校時間には、イオンの警備員の方々や村内ボランティアの見守り隊の皆様には2号線の交差点や国道431号横断歩道付近の警備、下校時間帯にも、駐車場出入口付近などの警備について、これはイオンの駐車場の出入口でありますけれども、常々御協力をいただいております。

今できる2号線のことにつきましては、交通事故防止対策としての注意喚起などの看板設置等を検討してまいりたいといふふうにて考へるところでありますけれども、この答弁の中で申し上げておりますように、できることはやっていくといふことでもありますけれども、やっぱり根本的に信号機の設置ができる交差点にしなければならないといふのが、このように事故の件数がふえてますので、議員が御質問がありますように、皆さんがその共通の認識をお持ちだといふことでもありますので、村としてこの道路改良に努めていきたいといふふうな考へてありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の日吉津の未来プロジェクトについては教育長が答弁いたします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 加藤議員の一般質問の2点目、日吉津の未来プロジェクトについての御質問にお答えいたします。

御質問の内容は、6年生の国語の教科書にある「町の幸福論」、サブテーマ「コミュニティデザインを考へる」の最終の学習活動として各グループが学習内容を発表する授業に関するものでございます。この授業風景は昨年12月末から1月初めにかけましてひえづ113チャンネルで放送されましたので、ごらんになった方もたくさんおられるかと思ひます。私も子供たちから招待を受けまして、その授業を参観させていただいたところでございます。

この授業の内容は、教科書にあります、教科書そのとおり、町の幸福論、コミュニティデザインを考へるといふことになっております。本文がありまして、本文の中で、コミュニティ、まちづくりについて書いてあります。まちづくりの事例が全国的な事例が3つ書いてありまして、そのうちの2つは住民が主体的にボランティアグループとしていろんな活動をして町の活性化をなし遂げたといふ事例がある。それから、3つ目は隠岐の海士町の活動ですね。全国から高校生を海士の高校に集めるといふ、そういう未来に向けた壮大なビジョンを持って進めているんだとい

うお話が事例として載っているということでございます。いずれにしても、町の幸福論は住民の主体的な活動によって行われるんだということが本文の内容となっておりますが、また、同時にこの教科書で求めていることは、自分らで考えて思い描いた未来のビジョンを説明して、相手によく伝わるように説明するプレゼンテーションをどうやったらいいかということ学習する内容となっております。本文の内容を読み取って、自分たちでどんな活動をしていって未来のビジョンをどう描くか、どう説明するかという、もう一つの活動に入っていくというのが授業の内容でございました。

ちょっと長くなりましたが、私、授業を参観させていただきまして、感想を持ちました。6年生の各グループごとに現在の現状の認識、それから、関連データを集めたり検討したり比較したり、そして、写真や図を使って説明をするなどなど、聞く人にとっても理解してもらえるように表現方法をととても工夫しながら自信を持って発表しておりました。と同時に、8つのグループがそれぞれのテーマを設定して発表したものでございますが、日吉津村民であるという自覚とともに、村に貢献しようとする態度がととてもよく表現されていてうかがえましたので、子供たちのその姿にととても頼もしく感じたところでございます。

具体的に8つのグループが発表したテーマでございますが、8つございまして、1つは子供が多くてにぎやかな村、2つ目は季節で楽しめる村、サブテーマは水辺の楽校で人々がつながる。3つ目は夜でも明るく安心安全な村、4つ目が特産物でつながる知名度アップの村日吉津村、5つ目は村の魅力が感じられる村、チューリップマラソンでつながる。6番目が村外からもたくさんの人が集まる村、ヴィンステひえづを中心に。7つ目は運動をして健康な村日吉津村、最後の8つ目が環境を守る村日吉津村という8つのテーマでございました。どのテーマも6年生の素直な思いを表現したもので、先ほども申し上げましたが、じっくり時間をかけて準備して、自信を持って発表する姿にととても感銘を受けたところでございます。これは先ほども言いましたように、国語科の授業で学習したことを発展させて発表する学習活動でございました。

この授業の狙いは、複数の資料から読み取った情報を目的に応じて活用することができるという力、そして、意図を明確に伝えるために資料を効果的に活用して発表することができるという、この2つが大きな狙いでございます。授業者の願いといいますが、授業者の思いといたしましては、プレゼンテーションをするという学習目標に日吉津の未来を考えるという題材はととても適したテーマであった、学習したことを活用して自分の意見を具体的に持つことを通してふるさとを愛する心情も高まるということも狙いとした活動であったというふうに伺っております。

いずれにしましても、6年生、子供たちの日吉津の未来についての思いが表現されているとい

うことでございますので、子供たちの未来に向けた夢として、大人としても共有しておくことが大切だと考えているところでございます。大人として共有した上で、大人として何ができるかはまた別の機会に考えていくことになるのかなというふうにも考えているところでございます。

内容とはちょっと余分なことを申し上げたかもしれませんが、以上でございますので、御理解よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） それでは、再質問に入ります。

加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） ありがとうございます。

信号機設置については、事業を始めるにして、緊急性のあるもの、またゆっくりとやるものと2種類ありますけれども、これは超緊急性があるもの、人身事故も起きている、車も何台も廃車になっている、もう超危険なところ。なぜかとまってくれないだけです。いろんなストップがあったりとか道路表記しても、とまってくれないんですからね。要するにモラルに訴えるとか注意喚起をしても、もうここまで来たら強制的にとめなだめだという、強制的にとめるというのは信号機しかないというところから始まって、実際に事故に遭われた保護者の方から請願が出されて、それを議会としても採択してるわけですので、責任があります。これは最後まできちんとやり遂げないと、議会としても議決をしてることをほっとくというわけにはなりません。

その中で一番のネックになっているのが、村道側から西側に行く2号線の道路の幅が4.5しかなくて、これを5メートル以上にするには、川が1メートルあります。その川にふたかけをして道路として認めてもらうのかどうかというのと、道路として認めてもらえないのであれば、完璧にあそこを土管を埋めて水路を確保して、暗渠にして、幅を5.5まで広げると。これは日吉津村でもできることですね、用地買収は要りません。ここまでののかどうか。これは住民課長に確認をしてもらったところですが、U字溝を強い鉄筋の入ったものと取りかえてふたかけをする、薬局の前まですると約1,000万ぐらいでは上がると。ただし、公安委員会はそれを道として認めてくれるのかどうかということなんですね。4.5メートルの道プラス側溝になりますからね、ふたかけだけでは。それが認めてもらえないということであれば、それはもう水路を暗渠にして、道として工事にかからないと認められないと。要するに、条件整備というのは、もうはなから5.5にすることを考えて、これでいいでしょうかというところを押さえていかないといけないということなんですね。そののところ、住民課長、どうでしたか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 加藤議員の御質問にお答えいたします。先ほど言われましたように、

側溝にふたをかけるということですが、警察のほうもそのすれ違いができるだけの幅員を確保するという言い方をされる、それから、さっき、道として認められるかどうかということは警察のほうでは言えないということですが、やはりこれを道路とするからには、ここには交通規制等、大型車の規制等もありませんので、道路としてするというのであれば、その道についても大型車両が通れるだけの構造を再度考えていかないといけないというようなことが出てまいりますので、現時点で、それではするとかせんとかというようなことがすぐすぐに回答できないというような状況でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） それはずっと前からわかってることで、要するにゴーサインを出すかどうか、攻めなくてはだめですから、もう答弁聞いとると、全部受け身なんです。これをこうしたらこうだからできません、ここがこうだからこれもできませんではなくて、つくるためには何をしなくちゃいけないかというところをもうちょっと前向きに取り組んでもらわないと、納得がいかないと思いますよ。村長、いかがですか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 今の5.5メートルにするという件でありますけれども、実はこれも個人の、隣が民地だということでもありますので、これとても了解が要するという前提があると思っておりますので、そこでの今の道路をいわゆる水路敷を確保して道路敷にするという、今の段階での議論ではないということでもあります。そこまでは答えられます。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） これ、本格的につけようというところで暗渠にするという、相当事業計画も組んで、図面も組んで、お金のかかることですので、これはきちんと引き継ぎをしていただいて、ゴーサインを早く出していただいて、どうやったらできるのかという危機感を持ってやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

未来プロジェクトのほうですが、非常にすばらしい発表と内容とで、子供たちが素直に考えて発表したなということで、移動販売車で足の悪い人の目の前まで行ってっていうのがありました。昔は日吉津にもありましたですけどね。まだそのころ生まれてませんからね、6年生はね。ですけど、ああ、昔はこういうのがあったなといって、今ほんにイオンができて、バスも通るようになってみたいな、ちょっと状況が変わってききましたが、一番気になったのが水辺の楽校なんですわね。水辺の楽校を知っているかと子供たちにアンケートをとったら、80%は知らないと言ったんだってね。小学生ですよ。小学生、1年から6年までのアンケートをとったら、知らない。

どこにあるか知らない、80%。あと20%は、知っているけども行ったことがないっていうのも10%ぐらいありましたですね。じゃあ、何で行ったのかっていったら、チューリップマラソンだって行って。チューリップマラソンのときしか行ったことがないし、何するところなのかかわからないという発表があって、あそこを、この間の12月の補正ではサッカー場も野球場も水辺の楽校も全部一緒に、1,700万の補正をして直してるんですよ。このお金は何なのかっていうような感じがあって、それと、その使い道の中で、花回廊のようにライトアップしたらどうかというような意見も出てました。これはおもしろいなという、おもしろいなと言ったらいけませんけど、よく考えてるなという感じで、431から、上から見えますからね、ライトアップでも、あそこあのLEDの照明などとしてですね。そういったことを、今の中で、学習の中ですから要望活動ではないにしても、いいアイデアは取り入れたらどうですか。教育長、どうですか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 加藤議員おっしゃるとおり、大人として、子供たちの素直な考えの中から何をすべきかを考えていくことは大切なことだというふうに思います。

子供たちが水辺の楽校を知らないという状況があるということでしたけど、ちょっとそのことは、詳しい状況を聞いていなかったものですから申しわけありません。ただ、春の遠足で小学校全学年が水辺の楽校に歩いていく、で、ぐるっと村内を回って帰ってくるということがありますので、水辺の楽校に行ったことがないという子はほとんどない。ただ、あそこを水辺の楽校と呼ぶのか、どんな、あそこは何なのかということ、きちんと説明を聞いてなくてわかりにくかったのかもしれないというふうには思います。

議員おっしゃるように、水辺の楽校の活用方法につきましては、先ほどありましたように、村民全体で何かいいアイデアをまたこれから考えて活用していくことができればいいなというふうに思っております。これも加藤議員おっしゃいますように、子供たちの要望活動ではありませんけども、子供たちの思いを受けとめて、大人として、子供たちの活動からちょっと離れて、大人の視点で、今申しあげましたように、活用の方法について考えていかなければならないなというふうには考えます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 8つのテーマで本当にきちんとまとめて発表して、113チャンネルで出て、なるほどという感じで、やっぱりこの新しい発想というのも、我々がそれを聞いて、ああ、これは実現できそうだなというのがあったら、実際に事業計画でも組んで予算化でもして、1つでも2つでも夢をかなえてあげたいなという気持ちで一般質問させていただきました。本当

にこういったことは非常によかったと思いますので、また何かありましたら続けていただきたい
と思います。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（山路 有君） 以上で加藤修議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 続きまして、通告順 2 番、松田悦郎議員の一般質問を許します。

松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） 9 番、松田です。

最初の質問は、人口対策、I J U ターンの促進について質問します。

人口減少に関しての問題提起につきましては、平成 26 年 5 月に日本創成会議が発表した全国
の市町村別 2040 年の人口推計が大きな波紋を呼びました。

ところで、先日、鳥取県の推計人口が 56 万から 55 万人台へと大きく減っていると公表され、
19 市町村の中ではほとんどの自治体が減少していますが、唯一、日吉津村の人口はわずかなが
ら増加しておりました。各自治体では人口減少に歯どめがかからない状況に厳しい見方をしてい
るようです。中でも 15 歳から 24 歳の若年層の転出が拡大するなど、若者の流出が全国的に加
速して、人口が減少しているようであります。その背景には、少子高齢化に伴う自然減に加え、
進学などで県外に出る若者が地元に戻らないことが大きな減少であります。ただ、日吉津村の人
口対策を見ますと、多くの施策の取り組みをされていて、人口がふえているのは事実であります。
しかし、29 年度、村の地方創生総合戦略改訂版によりますと、村内の数カ所で一戸建て住宅建
設が見られ、平成 26 年には出生者数と集合住宅世帯数が前年より減少している状況から、本村の
人口はピークに来ているのではないかという分析結果が記載されております。鳥取未来会議の中
では、個性を生かした教育や地域づくりを推進するために、もっと具体的に I J U ターンの促進
や地域とつなげるコーディネーターを配置すべきなどの意見もあるようです。

そこで、日吉津村の人口対策は新規住宅借入利息助成制度など多くの施策を実施されている現
状ではありますが、今後もこの人口対策を維持しつつも、日吉津村も県や他町が考えている若年
層の I J U ターン対策についてさらに関心を持ち、方法や対策、検討を考えるべきと思いますが、
どのように思われるか伺います。

次に、王子製紙米子工場と防災協定について質問します。王子製紙米子工場で起きた火災には、
消防車を呼ぶような火災からぼやで終わったケースもあると思います。しかし、王子製紙米子工
場と日吉津村の間では、公害防止協定はありますが、火災に関する取り決めがありません。王
子製紙工場内ではさまざまな化学薬品を扱っている状況であり、もし大きな火災が発生すれば、

その状況は一分一秒が大事で村民の命にかかわることも想定されます。そのためにも、火災の大小にかかわらず、常日ごろから王子製紙米子工場はその状況をいち早く役場に通報し、村民に向けて防災無線で火災の概要の全てを流すことが住民に安心感を持ってもらうことにつながると思っています。

そこで、村と王子製紙米子工場とで火災発生の対処方法について防災運用協定などを結ぶ必要があると思いますが、その考えを伺います。また、結ばない理由でもあれば、その考えを伺います。以上です。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 松田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

最初に、人口対策、I J Uターンの促進をということではありますが、地方部の若者流出の現象は我が村でも同じ状況があるのかなというふうに思っています。そして、学生などで都市で一定期間を過ごされて、じゃあ社会人になるときに地元と思うだけの仕事があるのかということ、仕事もなかなか思うようにいかないということがあろうと思えますし、近年では、二世帯で住まれるような住宅が我が村に十分にあるのかということでも考えたときには、それも多少無理があるなというふうに現実問題としては見ております。

それから、先週もらった資料ですけども、自治体戦略の2040年構想研究会報告書、総務省というものが2040年問題を出されております。その中で人口推計が出されてまして、人口の段階別市町村市区町村の動向ということで、2015年から2040年の推計ということで、人口1万人未満で増加の団体が日吉津村を含めて5団体です。それから、極端なところではマイナス70%という団体もございます。どうも町村の数が一番多いなあというのは、マイナス50%というのが149団体ございます。マイナス50%になるのが149団体ということですから、我が村とてもこの現在の人口をそれこそ維持し続けるというのは非常に難しいことかなというふうに思っていますけれども、そういう中で、人口対策ということでI J Uターンの促進についてということでお答えをしてみますと、日吉津村の地方創生総合戦略では2060年に人口3,600人を目標にということで、子育て支援、移住定住対策等4項目を重点項目として事業を実施しております。31年度が最終年度になるわけでありましてけれども、31年度は見直しをして、次の5年間に備えるという仕事が出てくるということだと思っています。

現在のI J Uターン対策として特化した施策を特別してはなりませんけれども、子育て支援はもちろん、奨学金の返還金補助、新築住宅借入利息助成事業によって、住宅建設の促進、若者層や子育て世代の転入促進が現実の問題としてあるということでもありますので、I J Uター

ンを含め、人口の増加を図っておるということではありますが、新築住宅の借入利息助成事業につきましては、27年が6件、28年が12件、29年が11件、30年が13件、計42件ということですので、一定の成果があったというふうに私自身は考えております。

人口減少をするであろうという、日本全体が減っていきますので、その危惧は我が村でも決して払拭できるものではありませんので、常にそこを考えていかなければならない。地方創生の2060年の3,600人の目標を維持していくのは非常に難しさがあるなというふうに思っていますが、その中でも本村は他町とは違って、都市部在住の方が村内に移住を希望をされておるといふ状況がありますけれども、宅地可能地の制限や空き家の活用等が難しい、空き家が多少はありますけれども、そんなにそんなにあるわけではありませんし、空き家そのものを利用していくというのは、個人の権限がついておったり私物があったりして、非常に次につなげていくという難しさはありますが、27年よりこれらの課題を解決すべき宅地可能地の所有者と空き家所有者の意向調査によって、売却可能等の情報を把握して、それらを定住につなげておるということでもあります。平成27年が11件、28年が20件、29年が24件、30年が2月末で19件ということで、計74件につながっておるということでもありますので、これも大きな成果につながっておるということだと思っております。そういう意味では、平成31年度の地方創生総合戦略の見直しに向けて、今後もI J Uターンを希望する方が日吉津村に定住できるよう、村民はもちろん、地方創生推進会議の御意見も伺いながら検討をしていきたいと思っております。

一般家庭向けの若い世代向けの定住政策はそんなことで成果を上げておりますけれども、Iターン、Jターン、Uターンということになると、一定の条件をさらに拡大をしてそろえていく必要があると、希望される方にその条件を提示しなければならないということでもありますので、全国で言われておる、実施されておるI J Uターンに該当する条件が出されるのかということも、うちのほうとしては一つの課題があるのかな、これだけの新規の転入の希望者があったりしておりますので、それだけの条件が出せれるのかなというふうに一つは懸念があります。先ほども申し上げましたけれども、就学で都会に出られた若者が帰ってきて家庭生活を営まれるということになると、そこに住まれる宅地から住居から検討していかなければならないということが始まると思っておりますので、二世帯同居などということは、今の時代、言い過ぎかもしれませんが、多少無理があるなというふうに思っておりますので、そういう条件を兼ね備えていくのがI J Uターンにつながるのではないかとこのように思っております。ということで、不十分でありますけれども、一定の成果が地方創生総合戦略では出たなということでもあります。

これからは、そのI J Uもですけども、どうやって宅地の可能地を提供していくのかというこ

とをさらに検討して、提供できる状況をつくらなければならないというふうに思っています。急激な人口増加を決して求めるものではありませんけれども、人口が25%、ある一定のときからふえましたけれども、子供さん、小学校の児童の数は10%減っておるということを考えたときには、この住宅政策もかなり厳しいものがあるな、子供さんそのものがお生まれにならないということでもあります。幸い、我が村はこの2年間で合計特殊出生率が2.11をたたき出していますので、これが5年間続ければ、全国の統計からいえば結構トップクラスに上がってくると思いますけれども、大変かなという気がしておりますけれども、そういう意味では、子育て政策も一定以上の成果が上がっておるというふうに見ています。

次に、王子製紙の米子工場防災協定をとということではありますが、王子製紙と防災協定を結ばないのかということでもあります。議員御指摘のとおり、今のところは防災、災害についての協定はないということでもあります。

質問の向きは、年末だったと思いますけれども、王子製紙でぼやが発生をして、ぼやの段階で終わったということで、村内に対していわゆる報告をしておりませんでしたので、王子製紙という大きな企業が火災が発生したときに、それこそ大事故につながるのではないかとということで村民の皆さんが心配をされたということで、役場のほうでも連絡を受けたということでもあります。その交通整理をどうするのかということが、その整理の仕方によって、防災協定などに結びついてくるということだと思っております。

去年、国交省は日野川の災害時のタイムラインを作成をされました。自衛隊として受けましたので、大きな企業ですけども、企業のほうにうまいぐあいに伝わってなかったということで、伝えるほうは米子が伝えるのか、うちが伝えるのかということがありますが、そんなことではなしに、やっぱり会社そのものもタイムラインを承知をしておかれる必要があるということで、役場、我が村のほうからそのタイムラインをお示しをしたということでもあります。王子製紙としては、実は村内で多少の雨が降っても王子製紙の中を通過します箕蚊屋土地改良区の排水路が、15ミリ程度の雨が降ると工場内が水浸しになってしまうということがあるようですので、やっぱりそれはタイムラインとして事前の情報をいただければ早い対応ができると。15ミリメートル程度の雨でも操業を考えなければならないということです。それは王子製紙の工場敷地が、工場排水と一緒に敷地の雨水もその排水路に流れて処理をするという構造だということでもありますので、思ってもみなかった状況ですけども、非常にそれは我々の住宅の雨水が川に流れるということですけども、王子製紙さんでいえば、我々の下水でいうと雨水が全て宅地の下水に流れ込むという構造です。我が村の下水は雨水をとってませんので、雨水は川に流れる、外に流れるとい

うことになってますけれども、王子製紙さんは雨水も工場排水の処理施設に流れるという構造になってますので、非常にこの雨の時期には神経を使って、どうかすると工場も一時的に停止しなければならない状況があるということです、タイムラインの必要性を特に感じていらっしゃるということでもあります。

火災に対する現状でありますけれども、会社の中で火災があれば、役場及び村消防団に対し西部広域消防局から電話やファクスやメールでの一報が入って、特にファクスでは応援体制の指示も記されております。この報告に基づき出動した場合には、火災現場で消防団は消防局の指示に基づいて消火活動を行いますので、役場や消防団は直接王子製紙から火災発生の通報を受けなくとも対応ができていますものと考えております。また、王子製紙の工場内ではさまざまな化学薬品を使っておられるということで、火災が発生すれば、いち早く役場に通報し、村民へ火災の概要を周知することが必要ではないかという議員の心配はごもっともかなというところで感じるところであります、我々には村民の生命や財産を守る義務がありますので、今でも火災の際には消防局や村消防団及び王子製紙との連携を密にし、情報収集を行いながら、防災行政無線等だけで早い機会に村民に情報提供をすることを心がけておるわけであります。

しかし、村民の生命や財産に影響がないと思われる情報は、逆に村民が不安に思われるおそれもあることから、情報提供のタイミングや内容については行政の判断によっているのが現状でありますけれども、過度の情報提供をどうするのかということが、このたびの王子製紙の火災の中では整理がうまくあいにできてなかったというふうに思っています。特に村消防団は化学薬品による災害に対する装備や知識を持ち得ていませんので、現状の消防局からの情報伝達を得て応援出動という形が最善であるというふうに考えておりますので、防災運用協定などの締結までは必要ないのではないかというふうに考えておるところでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

今回の事案を見て、経験して、ある程度もうちょっと対応が必要であったかなという気がしております。その不十分さが住民の皆さんにとっては懸念だった、心配だったということだと思っております。幸いぼやで済んだので、ぼやで済んだからよかったということではないのではないかという気がしますが、そのところをどんなふうに情報を流していくのかということで、防災協定というところまではいかないのではないかというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） それでは、再質問に入ります。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最初に、I J Uターンの促進について質問をさせていただきます。

これ、I J Uターンの促進につきましては非常にわかるけども、その前に住宅問題が大変だよということをお聞きました。ちょっとずれるかもしれませんが、今さらでありますけれども、以前から不思議に思ってたんですけども、日吉津村の人口推計は2060年、72年の設定で、平成がなくなりますけども、2060年の設定でありますけども、今は2019年度ですので、2060年っていえば41年先ということで、この間に3,600人だよというふうに人口推計されております。今、世の中が、1年先、5年先がなかなかわからない状況の中で、41年先のこの人口推計というのはどうなんかなというふうには思っておりましたが、たまたまこの質問したんで聞いてみるんですが、日本創成会議や県のほうでも人口推計は2040年としております。そういう中で、27年の1月に内閣府地方創生推進室の通達の中で見ますと、地方人口ビジョンの対象期間は国の長期ビジョンの期間、2060年を基本とするが、地域の実情に応じて、期間を2040年に設定することも差し支えないというふうに書いてあります。

そこで、日吉津村、本当に今さらなんですが、日吉津村では2060年に設定された。これは何かいろいろ根拠があったと思うんですけども、その根拠があればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。当時、先ほど言われました国の基本のところは2060年ということで、基本に基づいて人口ビジョンをまとめたということで、この地方創生総合戦略をつくるときに、国の基本ということで2060年、じゃあ何人を目指すかということで人口推計したということでありましたので、御理解いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 総務課長、大変申しわけないです。ちょっといまいち理解に苦しんだんですけども、もうちょっとわかりやすいようにお願いできますか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 国の基本が2060年ということですので、それに基づいて人口ビジョンをまとめたということです。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） ということは、国の方向性をそのまま引用したということで、県の2040年というのは、全くそういうのは想定されてなかったということで、国のほうをとったということなんですね。何かいろいろ根拠があっただけなのかなと思ってお聞きしたんですけど、やっぱりそうなんですか。わかりました。

続きまして、人口が減りますと、当然、どのような影響があるかといいますと、経済成長に及ぼす影響だとか、産業に及ぼす影響だとか、社会保障制度に及ぼす影響、地域に及ぼす影響などが、経済規模が縮小していくというふうに言われておりますが、ここで、人口減に重要なことということでちょっと調べてみましたら、人口減少速度対策を行うべきであるがという声もありました。これは、人口減少につきましてはその減少する速度を抑えていくということがそういうことの中で言われとるんかなと思うんですが、この人口減少の速度対策についてなどの、そういうことは行政のほうで考えておられたことはあったんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。速度対策といいますか、人口減になっていく将来に向けて、村としてもどうやって人口をふやしていくかという将来ビジョンを練っておりますので、それが地方総合戦略のほうでまとめているということで、村としては人口減を考えた中で人口増をどうやって目標にしてやっていくということで事業をまとめているので、人口減を考えた上で人口増に向けての対策を練ってきているということです。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 少なくともこの人口減少の速度については、一応、多少考えておられるということだね。

続きまして、今、村長も言われましたが、大学で県外に行かれるということは自然な姿じゃないかなと思います。これをやめると言ったら非常に大変なことだろうなと思っております。

労働政策研究所の統計によりますと、若い方のU・J・Iターンの転職はいずれも仕事と一緒にライフスタイルを含めて選ぶとあります。また、地方の魅力や希望する仕事がないということなども一番の原因じゃないかなと思って、要するに仕事がないということが一番の問題だなということをおっしゃっております。

そこで、私なりが考えて、これがI・J・Uターンの促進につながるかどうかはちょっとわからないところなんですけど、日吉津村でこのそういう年齢に対して、年代に対して何が課題なのかということをお考えたときに、これからは農業問題をさらに力を入れながら、特に6次産業の施策を本格的に考えるのも一つではないのかなと思うんですけども、この6次産業が今言ったI・J・Uターンの促進につながるかどうかは私のほうもちょっと理解しにくいですが、6次産業についての思いなどを、建設産業課長、お答え願えますか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松田議員の御質問にお答えします。6次産業化につきましては、農産物の付加価値をつけて販売ができるということですので、所得の向上につながるということもございますし、市場に出荷するというに比べますと、価格の変動が少ないということで、収入の安定につながるということもあります。また、業務の拡大によりまして雇用の増加が見込めるということだけではなく、加工業務等もございますので、そういった部分、農閑期にそういったような業務を分担していくということで労働の均一化が図られるというようなメリットもあるのかなというふうに思います。産業が育つということになりますと若い方の雇用にもつながっていき、ひいては地域の活性化にもつながっていくものであろうかと思いますが、現在、村在住の農業者の方、あるいは企業のほうで6次産業に向かうというような予定はございませんが、今後、村内の1次、2次、3次産業の協同というような形で新たな商品あるいはサービスが提供できるような方向に向かうことができれば、I J Uターン促進にもつながっていくものと考えております。

また、このI J Uターン促進の問題につきましては、農業者の高齢化が進み、後継者、担い手の不足という中で村外から営農者をふやしていくということになりますので、農地の保全にもつながっていくということでもあります。そういった中では、受け皿となります農地基盤整備をあわせて検討していかなければならないのかなというふうに考えるところです。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 建設産業課長の答弁で非常に力強く思いましたので、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

続きまして、王子製紙の関係であります。まずはこの火災協定を結ぶところから始まるのではないかなと思っておりますが、村長がいろいろと言われておりますが、確かにこのぼやの関係は聞きましたけども、王子製紙のぼやの関係で対応を聞きましたけども、村民の方から。ただ、私としても、やっぱり確かに化学薬品を使ってる関係でいきますと、本当に一分一秒を争うなところから、大きな火災ばっかじゃなくて小さいぼやもありますので、それが村民の方にはわからないので、やっぱり大きいところから小さいところからでも全て流して皆さん方に理解してもらいたいという私の判断で質問させていただきましたが、王子製紙米子工場でしょっちゅう火災が起きるものでもありませんので、火災の大小関係なく、私としては役場から防災無線でこういうことがありましたよというふうに流すべきだと私は思っておりますが、しかし、村長も言われましたけれども、防災無線で流すと余分な心配を村民にかけるといような意見もあるのは聞いておりますが、この辺は、再度であります。どういう考えでしょうか、やっぱり迷惑

かかりますか。どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。基本は王子製紙からというより、消防局から連絡がありますので、基本的には防災無線で流すという形をとっております。ただ、前回のときのように、流す前にもう火が消えてるような状況の連絡が入ったためにそのときは流しませんでしたが、基本的には火災発生ということで、たまたまタイミングが早く状況がわかったので流さなかったというだけですので、基本は防災無線で流すということのスタンスは変わっておりませんので、王子製紙というよりは消防局というところでの判断になるというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 質問が最後になると思いますが、御承知のとおり、28年12月に新潟県の糸魚川市で大規模火災があったんですけど、御承知であると思いますが、これはフェーン現象に伴う強い南風によって広範囲に拡大し、大規模な市街地火災へと発展したようであります。このことを受けて、記事を見ますと、消防庁では市街地における大規模火災は発生しないというふうに油断をしておったということやら、また、近年、高齢化に伴い、人口減の社会現象などの変化を踏まえて対策を考えないといけないということを言っておられました。

このことを受けて、全国の大工場がある自治体では、広域消防相互応援協定などを、ネットを見ましても結構、結構というか、ほとんどの自治体が結んでいるようでありますので、この協定内容がどういうものなのかというのがちょっと私のほうもわかりませんが、そういう中で、消防組織法第39条を見ますと、市町村は必要に応じ消防に関し相互に応援するよう努めなければならない。また、市町村長は消防の相互応援に関して協定をすることができるとあります。ということで、この広域消防相互応援協定やこの消防組織法の第39条についてのちょっと御意見を伺いたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。消防組織法第39条ということで、確かに消防の相互の応援について述べられてますけども、どこも今鳥取県は、特に東部、中部、西部等広域消防ということでされてます。いろいろ協定を見ますと、この組合ごとの応援協定ということで、日吉津村の場合は西部広域で、火災が発生したときは西部広域をもとにということになりますので、例えば応援ということになると、今でも西部、消防演習したり、各町村の応援体制、それは西部広域をもとに応援体制を組んでおりますので、何かあったときには近隣の

応援にも行くということはされております。ですから、応援協定は結んでおりませんが、西部広域をもとに協定といいますか応援ということはしておりますので、市町村ごとの協定は結んでおりませんが、企業との応援協定は結んでおりませんが、そういう形で理解をしております。ですから、多分、糸魚川のほうでも組合ごとの、要は管轄ごとの協定を結ばれてやっていくんじゃないかなというぐあいには、ほかのところもそういうところがありますので、そういうものだというぐあいには今は理解しております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） もう時間ありませんが、王子製紙とのそういう協定は今後もやっぱり結ばないということなんですね、最後、確認しますが。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 今、直接ではなくて、消防局に連絡が先に行って、こっちに来る流れになっておりますので、それに基づいてやっていくということで、今のところ協定は考えておりません。以上です。

○議員（9番 松田 悦郎君） 終わります。

○議長（山路 有君） 以上で松田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで暫時休憩をします。

午前10時13分休憩

午前10時25分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

通告順3番、井藤稔議員の一般質問を許します。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤でございます。村長に対します最後の一般質問になるかと思っておりますが、3点ほど質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、挨拶を申し上げたいと思っております。えらい高い席からですが、村長には本当に役場職員として、また、最後の4期16年間は村長として、行政の最高責任者として、それこそ本村のために御尽力いただきましたこと、その御労苦に対し心からお礼を申し上げたいと思っております。また、本当に敬意を表してるところであります。

最後になって、80分という非常に長い時間ではございますが、ひとつ御協力いただきまして、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

先般来からお聞きしておりますように、村長、今回、先般、先日御勇退を表明されたということから、今回、骨格予算ということになっております。とは申しましても、行政の停滞は許されないと私は思ひます。いわゆる行政の責任者として、やはり今定例会の議案等につきましても、責任を持って上程されるものと思ひますし、そういうことで、通常どおり質問させていただきたいと思ひます。

まず第1点目は、骨格予算の概要と特徴についてお尋ねしたいと思ひます。それから、2点目が名誉村民制度等の運用についてお聞きしたいと思ひます。3点目が村例規集整備の必要性について、以上3点についてお聞かせ願ひたいと思ひます。骨格予算の概要等につきましても要点的には5点ほど通告させていただいておりますし、名誉村民制度の運用につきましても5点ほど要点、通告させていただいております。そして、3点目の村例規の整備関係につきましても4点ほど通告させていただいておりますので、まず、これに従ひまして質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、1点目の骨格予算の概要と特徴についてであります、次の5点についてお尋ねしたいと思ひます。この予算編成に関連しまして行政の組織変更はあるのかどうなのかということについて伺ひたいと思ひます。あれば、その内容をお教へ願ひたいと思ひます。

2点目が、子育て活動拠点整備事業の関連予算はありますでしょうか。あれば、その内容をお聞かせ願ひたいと思ひます。

3点目が、自治会への新しいコミュニティ支援予算はありますでしょうか、あればその内容についてお尋ねしたいと思ひます。

4点目が、議会改革関連予算はあるか、ありますれば、その内容についてお聞かせ願へればと思ひます。

5点目が、御勇退を表明されておりますので、この骨格予算等も関連しまして、次の村長に特に託す事項がありましたら、支障がなければ、その内容も教へていただきたいと、このように思ひます。以上5点でございます。

2点目の名誉村民制度等の運用についてであります。この件につきましても、日吉津村の出身の、あるいは現在も住んどる者なんですが、同級生っていいですか、これがおありまして、その中でとてもできのいい人が1人おありまして、それでもって、要は日本を代表するような文学者であります。この方が、この方なんかは表彰してあげられんかということをお願いした者がおありまして、それで、私も帰りまして、名誉村民制度等の運用という条例を見ました。そうしました

ところが、なかなかこれは難しいなあという感じを受けたもんですから、このたび質問をさせていただきます。

そういうことで、次の5点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。過去、システム的には、条例によりまして村長さんが村の名誉村民の選考審議会の審議を諮問されて、その審議を経て、村議会の同意を得て決定するというようになっております。そういうことで5点ほど質問させていただきます。過去、村長から審議会へ諮問されたことはございますでしょうか。

2点目が、諮問前の候補者の把握等について。諮問前の、村長がこれは審議会に諮問せにゃいけんなあと、したほうがいいなあと、その端緒ですよね。候補者の把握についてはどのように考えておられましたでしょうか。それから、この条例の内容になりますけど、上位の表彰等との関係はどうでしょうか。追贈について、昭和20年以降の故人と記載されております。この理由は何でしょうか。

それから、5点目、最後ですが、顕彰録、名誉村民章、これは実際にそのもの自体はつくられておりますでしょうか、どうでしょうか。と申しますは、日吉津村の条例には写真も何もついておりません。ということで、写真がついとったり、あるいはどうも物があるんじゃないかと、物を撮った写真を出しとる自治体もありますので、そういうことでお聞きしたいと思います。実物はありますか。顕彰された人を記録しとく顕彰録、あるいは名誉村民章は準備されておりますでしょうか、どうでしょうかということであります。

3点目の村例規整備の必要性についてということであります。これはさきの12月定例会でございましたけど、村長の専決処分の審議の際に、村のホームページの例規集に判断に必要な条例が掲載されていないことがわかりました。と申しますのは、これがないと私流に理解しまして、これは完全な自治法違反になるなという感じを私は受けました。そういうことで聞いてみたら、答弁としては、ホームページということではなかったけども、条例集の中にあるという答弁をいただいたと思います。そういうことがございまして、後からいろいろ聞いたり調べたりしてみたら、どうも例規集、いわゆるホームページなんかに出てます例規集のほかにSUPER REIKIというのが県庁LANというか、庁内LANかようわかりませんが、私には、そのあたりもお聞きしたいと思いますけども、そこにはやっぱり載ると。だから、村民の人が、あるいは審議する議会が見てる、日ごろ見てるのと、やはり村の職員の皆さんが見とられるのと違う、量はそもそも違うという状況があるようでして、そういうことがわかりました。そういうことで、次の4点についてお聞きしたいと思います。

1点目が、冊子ですよ、本みたいになったあれですけども、冊子、加除式の例規集がホーム

ページ掲載にかわった時期と理由はどうだったのでしょうか。

2点目が、掲載するしないの判断、あるいは掲載の作業、掲載後の確認等はどこが、あるいは誰が行っておられるのでしょうか、どうでしょうか。

3点目が、掲載に要する経費、多分いろいろシステムもあったりして経費が要るんと思いますけども、経費はどれくらいなのでしょう。あるいは県の西部町村における運用状況は本村と一緒になのでしょう、どうでしょうか、そのあたりはわかりますでしょうか。

それから、以上申しました現状から見た問題点と今後の改善方針等がございましたら、答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 井藤議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、骨格予算の概要と特徴はということですが、その中で、具体的には5項目の質問をいただいております。

最初に、行政組織の変更はあるのかということですが、これは通例考えると、新たな村長が決まったときにその村長の考え方によって政策を構築されていくというふうに思っていますので、今、私の段階で、骨格予算というのはどちらかといえば経常経費を計上して、今の石が受け持たせていただいております政策については予算を計上しないということに臨んでおることと、あわせて、従来の事業の4月、5月でどうしてもやっていたいかなければならない経費は、例えばチューリップマラソンの補助金のように経費は計上をさせていただいたということになりますので、冒頭申し上げましたように、行政の組織変更等については新たな村長がお考えになることであろうかなというふうに思っています。私が今ここで考えて組織変更などをしてしまえば、それは次の方に対し失礼かなというふうに思っておるところであります。

次に、子育て活動の拠点整備事業の関連予算はあるか、あればその内容をということですが、具体的には保育所等の建設について、これまで検討委員会において協議を進めて、施設建設に当たっての条件整理、課題等の精査を行っている段階であります。今年度末までに協議結果の報告を受ける予定であります。この結果報告を踏まえた上で、平成31年度に財政面などさまざまな観点から引き続き検討が必要と考えておりますので、これらの関連経費は新年度予算には計上をいたしておりません。これらこそ、それこそ新たな首長が決まった段階で方向を出されるというふうに期待をしております。従来の子育て支援にかかわる経費等については、基本的には予算をさせていただいております。子育ての家庭に対する支援、子供さんに対する、保護者に対する支援は従来どおり日吉津のネウボラ版をベースにしながら助成をしていくということで予算

を計上しておるところであります。

続いて、自治会への新しいコミュニティ支援予算はあるかということではありますが、自治会へのコミュニティ支援については参画と協働を推進する上で補助等を含めた支援を行ってきておりますけれども、新たなものについては現在のコミュニティ支援の進捗によって支援の必要があれば検討したいということでありまして、これらもいわゆる首長がかわって新たに考えられることであるというふうに思ってますし、このコミュニティの部分は、先ほども出てましたけれども、人口減少社会の中でどんなふうに我が村の支え合いができるのかということは改めて大きな課題だというふうに、平成15年の合併を経て15年たってみて、新たな課題として、やっぱりこのコミュニティ支援という、コミュニティのあり方というのをしっかりと構築していく必要があるというふうに考えておるところでありますので、新たな村長に期待をしていきたいというふうに思ってます。

次に、議会改革関連予算はあるのかということではありますが、議会改革関連予算については昨年どおりの要求が議会からあっておりますので、改革予算に当たるとすれば視察旅費にかかわる部分と考えますが、答弁の仕方として視察旅費に係る部分というのは多少不十分だという気がしておりますけれども、経費的にはそんなところで新たなものをしたということではありますが、この関連予算でしっかりと他の状況を見きわめながら、我が村の議会改革なり行政運営に反映をしていただければ幸いであるというふうに思いますし、議会改革に関連する議会側の予算要求に当たってもそういう内容だというふうに思っております。そういう意味では、他の予算と同様に議会における政策的な予算として捉えておりますので、新年度予算には計上をしておりませんので、その視察旅費といいますか、調査の旅費の必要性をしっかりと新たな首長に訴えてほしいというふうに思ってます。それは、首長の方向性、村の方向性や議会との方向性の議論をしっかりとやりながら、議会活動につながる、議会改革につながる予算になればというふうに考えております。

ということで、次の村長に託す事項はあるのかということで、この4つの今まで答えてきましたが、そこに一定の答えもしたかなというふうに思います。今年度検討したかということでは、保育所等の建設、並びにコミュニティの推進、農地の未来のあり方など、これまでに一定の方向性を示させていただいたものにつきましては引き続き継続していただきたいと思っております。

それから、どうしても欠かせないのがそのほかということになりますけれども、具体的な表現は避けさせていただいて、広域課題については村としての立ち位置の重要性を引き継いでまいりたいというふうに考えております。以上が骨格予算の概要と特徴についてということであります。

次に、2番目の名誉村民制度等の運用についてということで、これも細部については5つの項

目がありますけれども、それぞれをお答えしてまいりますと、過去、村長から審議会に諮問されたことがあるのかということですが、名誉村民に関しては今まで検討をされたことがございませんので審議会への諮問もなかったと、したこともないということであります。

それから、諮問前の候補者の把握等についてどのように考えていたかということでもありますけれども、今お答えをしたように、名誉村民にまず該当するのかなのかという、その議論もしていないということでございます。その前提ですので、井藤議員のこの名誉村民制度の運用についての私の答弁が不十分だという気がしておりますけれども、諮問前の候補者の把握についてということで、条例第11条の趣旨は、公共の福祉を増進しまたは文化の進展に貢献し、その功績が卓絶で村民の尊敬的かつ仰がれる者に対し名誉村民の称号を与えるとあり、職員や村民、メディアなど、さまざまな情報から把握すべきだというふうに考えております。

次に、上位表彰との関係でありますけれども、国民栄誉賞や名誉県民など上位の表彰対象であれば対象となるものと考えております。

追贈について、昭和20年以降の故人とされているという理由は詳細はわかりませんが、終戦を境に亡くなられた方も対象としたものではないかと推測をするものであります。

顕彰録、名誉村民章は準備されているのかということですが、これは準備をしておりますけれども、必要になれば作成するという予定でありますけれども、冒頭申し上げましたように、名誉村民についてのことを議論したかということ、そういう観点ではなかったなという気がしております。今、井藤議員さんの質問を受けてふっと考えましたのは、地方自治法60周年の国のお祝いがあったときに、故人となられました中井村長さんを表彰規程に該当するというので上申をして表彰を受けられた経過がありましたけれども、名誉村民に値するとするなら、それこそ我が村の発展に寄与された功績はその当時考えても絶大なものでしたので、そこに表彰をしたということはありましたけれども、今のところでは、その表彰、名誉村民という観点に立っての議論はしたことがないということでお答えをさせていただきます。

次に、3番目の村例規集整備の必要性についてということでございます。これも詳細については4つの質問項目をいただいておりますので、まず、冊子、加除式の例規集がホームページ掲載にかわった時期とその理由はということでもありますけれども、平成22年度からペーパーレス化によって、例規集の紙ベースでの掲載をやめて、現在のデータ管理にしておるところであります。変更しました理由については、紙ベースでの例規集の加除をした場合、登載する例規の量によって値段が高額となり、経費削減のため現状のものにしたところあります。

掲載するしないの判断でありますけれども、掲載の作業、掲載後の確認等は誰が行うのかとい

うことでありますが、データ管理への移行の際、要綱や規程等、内規的なもので掲載していないものもございますけれども、現在、例規集に掲載する新規の例規につきましては全てホームページで公表しており、掲載の作業、掲載後の確認は総務課で行っているところであります。

続いて、掲載に要する経費、県、西部町村会における運用の状況はということでもありますけれども、例規集の経費につきましては当初予算書で確認できますが、年間280万円であります。本村と同様にデータ管理のみを契約している町は、県西部では日野町のみであります。他の県西部自治体は紙ベースの例規集の追録を含めた契約とされておるようであります。

現状から見た問題点と改善方針の有無でありますけれども、ホームページに例規集が一部うまく表示できない場合もございますけれども、サーバーの改善によって、これはサーバーをかえたということか、かえるということ。サーバーをかえるということによって能力を高めるということだと思いますけれども、4月以降については問題解消できるものと考えていますので、そのような取り組みをしてまいるといふことでもあります。

以上で井藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。以上でよろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 井藤です。答弁ありがとうございました。

二、三、追加質問させていただきたいと思っておりますけれども、一応、名誉村民制度のほうから、最初のがちょっと時間が多少かかるかなという感じ受けますので、名誉村民制度のほうからちょっとお聞きできたらなと思います。

大体受けました。ほとんど手がついてないというのが実態かなというふうに聞かせていただきました。村長、どうでしょうか、昭和52年制定のあれですよ。昭和52年の制定じゃなかったですか、これ。昭和52年の制定ですので、この条例自体がですね。ですから、それからもう既に42年経過しております。その間にないというのは、多分機能が強化してないなど、機能が発揮できてないなということじゃないかと思えます。

それで、本当にこれ見まして、第1に、いわゆる表彰対象者の端緒をつかむというところから、これは非常に高いって言ったらおかしいんですけども、非常に高度なやっぱり表彰制度だと思いますけれども、たった1枚の条例と、あと規則が1つと、それと運用についてのその記章なんかの示したものです。これが3つですけれども、これ見てほんに、どんな人が対象だろうかという感じ受けます。村長も先ほど説明していただきましたけれども、これを見ますと、要は日吉津村に

縁故の深い方で公共の福祉を増進し、また文化の進展に貢献し、その功績が卓絶だって書いてありますね。これだけしかないもんですから、果たして本当にこれを見て、ああ、この人はいいなあというふうで、例えば村民が必要を感じて推薦してくれるだろうか、村長のところに、その発案者になりますわね、村長さんが。ですから、それを言ってきてくれるんだらうかどうだらうかという感じを受けます。先ほど村長は前々村長のことをおっしゃってましたけども、そういうような形で多少思っただいとるちゅうのはええことかなと思いますけども、やはりこれは、場合によっては県外なんかからの情報も、対象者、ありますよね。ましてや、故人もあるんです、追贈という形で規定されておりますので。ですから、そのあたり、要は候補者をいかにして把握していくかというのが一番大切なんじゃなかろうかという気が、先ほどお聞きしとって感じました。

それから、そういうやなことで、いい機会です。先般もありましたけども、いわゆる銅像って言ったらかしいですけども、銅像を飾る場所が中央公民館からヴィレステにかわりました。多分、そのときぐらいなものじゃないかと思えます、検討されたのは、一部改正でね。ですから、せっかくいい機会ですので検討していただいたらと思えますけども、そこのところどうでしょうか。必要性を感じられますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員の御質問にお答えします。条例と審議会規則と、それから着用の規程ということで52年にされておまして、議員が言われますように、ヴィレステができたときに肖像を掲げる場所をということで条例改正が1回されてるということでもありますけども、今回、ちょうどこの質問を受けたときに、ほかの、例えば米子市の条例等も見て、やはり見ると、米子市と同じような形で文言がされておまして、多分米子市と同じようなものを考えていたんじゃないかなと推測されるわけで、今のところ、米子市のほうでも、今議員が言われました条例第1条の縁故の深い者で貢献の福祉を増進しというようなところがありますので、研究はしてみたいと思えますけども、今すぐすぐこれを変更するかということはまだ考えておりませんので、研究をさせていただければというぐあいに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 私はちょっと、まずは検討してみてくださいと申しましたのは、これは村づくりに生かせるんじゃないだらうかと。これだけふるさと納税というようなことを言ったり、いろいろありますよね。

ところで、ちょっと聞いてみますけども、谷口ジローというお名前を御存じでしょうか。村長、

どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 存じ上げておりません。申しわけないです。

○議員（8番 井藤 稔君） これ、鳥取の漫画家の方です。といいますのは、私、1947年、昭和22年生まれですけど、同じ方として、鳥取商業を卒業されて京都の繊維会社へ勤めとったんだけど、19歳のときに漫画家になるって行って東京に行かれた人で、鳥取のほうでは検討されたようです、鳥取市のほうでね。同じように、中部ではコナン通りがありますよね。コナン通りあります。境は水木しげるロードがあります。あれだけ、それをテーマにして、郷土出身の人をテーマにしてまちおこしをしとるわけですよ。だから、このあたりが本当に検討が必要じゃないかと思って今申し上げたんですけども、どうでしょうか。もう一回ちょっとお聞きしたらと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 名誉村民に関する条例ですけども、実際にこれを機能させるということだと、やっぱりその選考規程などを整備しながらやっていかなければならないということがまずあるのかなという気がしております。その辺は規則でこういう方を対象にするというその条件をつくり上げていかないけんということが一つあるかと思えます。

それから、どんな形で情報収集をするのかということが一つであります。井藤議員の同級生の方にも著名な方はいらっしゃいますが、そういうことで、どういう形でその情報収集をして、日本だけではないかもしれませんが、海外にいらっしゃる方もいらっしゃるのかもしれませんが、そんな方をどうやって調査をしていくのかということで、調査方法ももうちょっと考えんと実際には運用できんだろうなという気がしておりますので、そんなことをこの名誉村民に考えていくということになると、やっていかなければならないのではないかと。それから、昭和20年以降に亡くなられた方という規定もありますので、ここらはそれこそ本当に追跡調査するというのは非常に難しいかなという気がしておりますけれども、やっぱりいろんな情報網を広げながら、例えばどこかで活躍していらっしゃった方があるというようなことの調査をしながら進めていく必要があるかなというふうに思ってます。しっかりした答弁になってませんが。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） そういうような形で、早急にはできんかもしれんけど検討してみるという理解でよろしいでしょうか。幸い、審議会も一回も諮問されたことがないので、審議会のメンバーから考えて、これ、議会の議員も4人参加するようになっております。議員が

参加するのがいいかどうかちゅうのも問題だと思いますので、そのあたりも含めて検討していただいたら、ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これはしていただくということで理解しといてよろしいですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 研究、検討させていただきます。以上です。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。ありがとうございます。

続きまして、例規通達の整備の関係に行かせていただきます。先ほど申しました、ちょうど平成22年から公開になったということですが、私、平成23年から議会のほうに出させてもらっておりますので、ちょうどその前に、いわゆる冊子で、紙での加除式からかわったということだと思って理解いたしました。

それで、今お聞きしますと、将来的には全部掲載するということでもありますけども、例えば今掲載されとるものとされていないもの、これはどれぐらいの数の差がありますか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員の御質問にお答えします。職員等が見れる、議員さんもパソコンのほう、インターネットで見れるようにはさせていただいておりますけども、SUPER REIKIで見れるのが576件です。ホームページのほうで見れるのが456件ということで、120件ほど少ないですけども、さっき村長の答弁にありましたように、平成22年に紙ベースからデータ管理する際に、要綱とか規程とか小さなもの、内規的なものについてはフォルダで、職員で管理して見ていくという流れで削除しておりますので、SUPER REIKIのほうには全て載っておりますけども、ホームページのほうには載っておりません。今現在、新規出たり、改正があったりしたものは全て載っておりますので、今後、そういう形で載せていきたいと思うんですけども、載せてないこの120件については、終わったもの、もう年度が書いてあって使えないもの、そういうものもありますので、また各課のほうで精査して、やっぱり必要があると思われる分についてはそれも掲載できるようにしていきたいと思いますが、予算の関係もありますので、その辺は時期を見ながら検討して、載せれる方向でやっていきたいなというぐあいになっております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 先ほど予算の関係でちょっと聞き逃したんですけども、予算はこれはどうですか、1件幾らという形になるんでしょうか、あるいは1回幾らということになるんでしょうか。高い高いって、予算もかかることだとおっしゃいますけども、どういうことか

ようか、そこのあたり、もし説明ができましたらお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 議会ごとに条例改正等がありますので、その関係もあって、載せる時期も、事業者に頼んでおりますので、委託しておりますので、その関係で1回当たり幾らという形で、まず、年4回、基本的に議会がありますので、その関係等を予算化してると。その都度臨時議会等もありますので、それにあわせて予算化して計上してるということであります。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。載せるか載せないかの判断はこちらのほうでされると。それで、いわゆる掲載については業者のほうに委託されとるということでの理解でよろしいでしょうか、どうでしょうか。

それから、先ほど申しましたように、1回が幾ら、1件が幾ら、どちらですか。年4回はわかりました。定例会が4回あって、それから臨時議会があれば、当然のこと載せるわけですけども。どれぐらいの、予算がかかる予算がかかるっておっしゃるけど、どれぐらいかかるんですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） ちょっと今、詳しいところは覚えておりませんで、1件当たり1回大体どれぐらいということで予算化してるということでありますので。予算ですので、大体条例が年何件ぐらい出るかというようなところの試算をしながら出しているということでもあります。

それから、先ほど載せる判断をとということですけど、基本的には全て載せるように事業者のほうには委託をしておりますので、うちのほうでこれ載せて、これは載せないという判断ではなくて、全て載せるように今はしていますので。以上です。

○議員（8番 井藤 稔君） そう言っていただいたらようわかります。

よろしいですか。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました、ようやくわかりましたんで。ひとつ、いい方向だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

先ごろ、議会のほうにもSUPER REIKIが見れるようになってるとおっしゃいますけども、それは最近わかったことで、全然それまではそういう感じで見とった者はいてないです。みんなが、大半の人が、僕は叱られるかもしれないけども、おまえ言い過ぎだって。大半の人がやっぱり自分のところでホームページを開いて、それを見て、それで判断してということ運用

しよったわけですから、議会の事務局のほうのコンピューターっちゅうか、パソコンの設置台数をふやしてもらうか、1台のようですので、今のところは。そのあたりもあわせて検討していただいたらと思います。

最後のこの関連で1点だけちょっとお聞きしたいと思いますけども、掲載されてないのに、いわゆる秘例規はありますか。秘密扱いの例規というのはありますか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 議員の御質問にお答えします。最初にお答えしましたように、要綱とか規程とか、細かい事業の中の部分ですね、そういうものを当時載せておりませんので、秘例規というようなものはありません。条例は基本的にほとんど載ってるというぐあいに思っておりますので、以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。先般、一つ落ちとるって言ったらかかしいんですけど、ホームページから落ちとるという表現が正確かもしれませんが、あったのは本当に大切なあれですけども、あれは条例ですか、規則ですか、あるいは何でもないですか。そのあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員が言われます議会権限に属する事項っちゅうのは、専決処分の関係だと思います、180条第1項の。これについては、条例でも規則でも規定でもなくて議決ということで、これは今載せるように話をしておりますので、いずれ載るようになるというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。ありがとうございます。一応、この件につきましては質問を終わらせていただきたいと思います。

最後になりましたけども、第1点目の件について少しお聞きしたいと思います。骨格予算の概要と特徴という関係ですけども、いろいろ村長のほうから答弁いただきました。概してあれですか、子育て活動拠点整備事業は、まだあれですよ、今後の検討、今、検討会のほうでいろいろ、村民の方も交わられたので検討中ということでございますので、追って必要があればといいますのは、以前、新年度になりますけども、新年度でいわゆる基本設計っちゅうか、設計されて、その次の年度でというような話ではなかったんだろうかなと、私の聞き違いかもしれませんが。そのあたりでもう随分、このたびの予算で、検討は金かからんかもしれませんが、例えば委員

の方のこれは報酬は出とるんですか、どうですか。そのあたりの予算なんかは、この検討予算というのは出とるんですか、どうですか。そういうのもないんでしょうか、今、予算組みはないということでしたけど。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 井藤議員の御質問にお答えします。委員の方には報酬は出ております。5回分の1回当たりも単価で決めて出しております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） これは前年度からの、前年度言ったらおかしいですけど、新年度はもちろん出るんでしょうけども、前年度からの、30年度からのというあれなんじゃないかな、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 井藤議員の御質問にお答えします。現在、検討委員会をしております、それが30年度ですので、30年度で予算計上をしております。31年度は、とりあえず30年度の検討ということで始めてますので、新年度については予算計上はしておりません。以上です。

○議員（8番 井藤 稔君） ちょっといま一つわからん。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 30年度で検討、そしたら、今年度末には検討は終了ということなんじゃないかな、そしたら、次の新年度はちょっと期間をあけるとということなんじゃないかな、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 井藤議員の御質問にお答えします。今回の検討委員会のスタートは、一応、30年度で一定の方向性を出すということで始めておりますので、とりあえずは30年度までということにしております。ただ、そのときには先のことはまだ考えておりませんでしたけれども、やはりなかなか、例えば5回、6回の議論でまとまるものではなかったというふうに思ってますので、引き続き検討は必要かなということは考えておりますが、具体的な予算についてはまだ計上はしていないというのが現状です。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。要は、ここの子育て活動の拠点の整備事業にしろ、自治会への新しいコミュニティ支援事業にしろ、これ、まだ、後継者と言ったらおかしいんです

けども、今度新しく村長さんになられる方にお任せするということの理解でいいんでしょうか。村長の先ほどからお話をお聞きしとったら、そうかなと思うんですけど、ということは、骨格予算ですので、そのあたりもある程度事業の今後の予算検討、肉づけ段階に入るところで再度検討されていくという理解でよろしいんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） まさしくそのとおりです。コミュニティにしても、子育ての活動拠点の整備事業にしても、いずれにしても時間がかかると思ってます。特に、物をつくるというのは金の面あたり、そして今の運営のスタイルなどをしっかりと議論をして、次の方向に結びつけてほしいというふうに思ってます。それからコミュニティは、やっていく必要性をしっかりと整理しながら、これは一朝一夕で結論が出るものではない、繰り返し繰り返しの取り組みになると思ってますので、そんなことで新たな首長にお任せをしたいというふうに思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 私も、おっしゃるとおり、時間がかかる部分があるなと思います。特に自治会への新しいコミュニティ支援ですか、支援事業などについてはおっしゃるとおりで、あと、新しくなられる首長のやっぱり考え方もあろうかと思えますんで、そのあたりはそういうことでこの骨格予算はつくられたんだというふうに理解させていただくようにしときたいと思います。よろしくをお願いします。

それから、議会の関係です。視察予算ということを村長、言っていただきましたけど、視察予算は従来から、これも改善する部分があるかもしれませんが、視察予算は従来からあるものでして、議会改革っちゅうのはそういうもんじゃない、村長が一番よく御存じだと思いますけども。そういうようなことで、もろもろの予算づけが今後必要になってくるんじゃないかと、私は正直言って、そのように思います。といいますのは、予算が関係してくるのは、本格的には今回が新年度ですよね、新たな、です。それがいわゆる議会改革のためのというような形で予算が今ついてないということでしたので、これは議会の責任もあるかもしれませんが、そのあたりもありますんで、やはりこれも同じように、コミュニティ支援の関係、それから子育て活動の拠点整備事業の推進の関係、予算の関係、これも同じように、やはり肉づけ予算としてある程度想定していただいとるのかなというふうに今感じたわけですけども、そのあたりどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 議会の意図はようわかりますが、新たな首長が決まって、じゃあ、その首長が今度どんな村づくりをしていくのかということでは、当然村民に公表をしながら、訴えな

から選挙に臨んで、さらに、当選されれば、それを達成するための具体的な取り組みということでお出しになると思いますので、そのときに、議会の今の議論になっています予算をどうするのか、首長がこんなことを考えていらっしゃる、議会はその考えに対してどう思われるのか、じゃあ、一回、議会としてもそのことを考え直してみられるのか、今考えていらっしゃることをそのままいかれるのか、それは議会も選挙があるわけですので、そこが議会も首長もかわった段階でもう一度テーブルで議論をして、次の方向性を出されるのがベターだというふうに考えています。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） まさにそのとおりだとは思いますが、でも、この議案を上げてこられたのは村長です。積極的姿勢で対応していただいとるんか、あるいはどうかというようなことも含めまして、この議決についての責任者は村長ですから、現在の体制の行政の責任者だと私は思いますんで、そのあたり、要は、そういうようなことも考えながらやっておられるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 私の任期は4月26日までですので、そこまでは責任を持つということではありますが、そういう意味では、今回、骨格予算ということで、その部分については行政運営に支障、いわゆる行政ストップができないということがありましたけれども、それはしちやなりませんので、その懸念のない予算は提案をさせていただいたということです。4月の27日からの任期については、首長も議会も、そこから4年間をスタートされるわけですので、しっかりと議論をしていただく予算は留保はしておるというふうに思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。そういう配意のもとに、この骨格予算を組まれたというふうに理解させていただきます。

それから、最初に、いわゆる組織の関係について話をさせていただきました。これについても議会のほうからも、議会でのいろいろな質問なんかを通して、村長の下に副村長を置いたらどうかという質問や何かも出たと思いますし、それから、いわゆる行政の政策の重点と予算が直結してないんじゃないかと、わかりづらいんじゃないかということで話が出たり、いろいろあったと思いますけども、そのあたりがどのように思われとりますでしょうか。

と申しますのは、一番わかりやすい状況というのは、こういう点を重点にということを行政の責任者である村長のほうが説明されて、それでもって、こういう計画でと、それでもって、これ

だけの予算が要ってということで多分議会のほうに上がってくる、議案として上がってくるというのがその流れだと思うんですけど、そのあたりが、さっきから新しい、先ほど聞きましたように、今後対応が必要な部分ですよね。子育て活動の拠点整備事業にしろ、自治会への新しいコミュニティ支援にしろということなんですけども、だから、そういう部分については、ある程度やはり対応がなされとるんかなと。先ほど経常経費っておっしゃいましたけども、これ、経常経費とはいいですけども、約8割ですよ、これ、骨格予算が。当初予算が昨年度のと比べて8割、79.何ぼでしたかね、79.8%ぐらいだったと思いますけども、約8割の骨格予算が組まれております。だから、ここ当分に要るようになって。要るような予算が組んであって、暫定予算じゃありませんので、骨格予算ですので、年間の骨格を上げられるということですので。ましてや、重点についてはきっちりある程度説明しながら、やはり上げてこれると。上がってないから、予算つけてないからということですので、とやかく言いませんけども。そういうことで、それなりのやはり上げられるんでしたら対応が必要だなと思うわけですけど、このあたりについては、いわゆる組織の検討、見直し等についてはそういう意味でちょっと申し上げたもんでして、そのあたり、もし説明がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 国と地方の関係、地方を取り巻く状況は、人が減っていくということで、2040年には人口が100万人ずつ減るという日本になるようです。そういう中で、2040年問題を土台にしながら、第32次の地方制度調査会の動向というのが既に出されております。これはどういうことかといいますと、平成32年の3月31日をもって、現在の合併特例法が期限切れになります、失効します。この地方制度調査会というのは次の合併特例法を考えるという前提での調査会ですので、そのように受けとめていただきたいというふうに思いますが、これによりますと、これまでの、従来の地方自治の自己完結型の行政を広域連携でやりなさい、連携行政でやりなさいということを改めて言い出したと。平成の合併以前の、昭和の合併から平成の合併までは50年以上経過しましたがけれども、それからずっと合併特例法は改正、改正で引き延ばしてきておりますけれども、今回は、平成15年の合併からまだ15年しかたっていません。それで新たな地方制度調査会、これは当然やっていきますけれども、具体的に広域連携ということ、連携行政ということ、これを言い出しました。これは平成の合併のときの西尾私案の焼き直しみたいな感じです。人口1万人以下のところは、県に行政を任せる垂直補完をするとか周辺の大きな自治体に任せるという水平補完ということで、連携ということ、連携の中に我々が、末端の行政が危惧しなければならないのは、いわゆる連携でやるけれども、連携の

中で数値を、基準を判断しますので、公の施設を連携の圏域の自治体で単独の判断はさせませんよと。連携の中の中心市の中でやるということですので、連携の中で判断されて、人口が集中しておるところに公共施設を持ってくるという考え方ですので、連携の枠組みに入った我々小規模自治体は、平成の合併のときのように、合併して周辺町村の行政サービスが薄くなる、人の顔が見える行政というのが薄くなる、人間関係も薄くなるということを懸念をしたわけですが、その焼き直しだということですので、全国で大体小規模自治体はそんな構えですので、やっぱりそこを、これからの新たな村づくりの方向としては、平成40年の人口が100万人減るといふ国の見方から、そこで自治体をやっていくという見方は、連携でさらに、いわゆる地方の一極集中をさせ、ミニ集中をさせるという考え方ですので、それだと我々の自治体は平成の合併のときのようなことになっていきますので、そこに向かっていく準備をしなければならないと。広域行政の立ち位置を考えろということはそのことです。立ち位置をしっかりとっておかないと、そこに飲み込まれてしまって、平成の合併で、ああ、いけなかったなというようなことになってはならないということですので、そこでは、我が村の組織をどうしていくのかということでは組織変更があるのかということでもありますので、それは当然、新たな首長がどんな形で村づくりをしていくのかということでは、今申し上げました広域というやなことが、大きな自治体としてはなかなか首長が表に出せん部分ですけども、広域連携の中で立ち位置をしっかりと村づくりの方向性を持っておかなければできないということだと思っています。

あわせて、やっぱりそれを支えるものがコミュニティ活動であったり、子育ての施設をしっかりと、拠点をしっかりと、周辺から認められる地域でなければならない。そのためには当然、今がいいということではなしに、今がいいということで評価を受けてしまうと、もうそれは成長がない組織になってしまいますので、変わっていく部分がなければならないというふうに思っていますので、それは新たな首長に期待をし、議会に対しても期待をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 先ほどからおっしゃってます国のほうのあれは、いわゆる圏域という、今出しとるのは圏域というあれですよ。名前が違うだけで、多分に広域連携を眼中に置いた再編ということだろうかと思いますけども、こういうような形でまた再度されるということであればあるだけ、やはり私は行政と議会がもっと連携を強化してやっていかんと、本当に吹き飛ばすよなと言うと叱られますけど、規模的にいえば最小ですので、今、鳥取県内で。本当に吹かれてしまうという形になろうかと思います。ですから、どんどんできるところの情報は先取り

しながら、やはり行政と議会が一緒になって対応していかんや、そりゃいつも一緒になってというわけじゃないですけども、やっぱりかんかんがくがく、よく村長おっしゃいますけども、意見を闘わせながら、その中でもベクトルは同じ方向に向いとるということじゃないと、やはり今後、十分な対応ができないんじゃないだろうかと思います、私自身はね。

ですから、いつぞや村長も行政と議会は村づくりの両輪だということをおっしゃってたと思いますけども、まさにそのとおりだと私は思いますので、そういう意味では本当に新たな議会に当然議会でもならんやいけませんし、そのあたりでやっぱり対応して、議会も心改めて考えながら対応していくということがますます必要になるなというふうに私も考えております。村長もまさにそのことを今おっしゃっていただいたと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間が随分余りましたけども、当初はこんなに長くしたら、最後の一般質問でしたけども、最後にこんなに長くとは思いませんでしたけども、でも、十分聞かせていただいてよかったなと思っております。これがいい方向に向かえばと思ひます。

そういうことで、村長、もし何かありましたら、最後に一言お願ひしたいと思ひます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 歴史的に我が村が全て単独で完結をしてきたわけではありません。今回の国が言っているのは圏域構想ということで、言葉の使い方は違ったかもしれませんが。昭和の合併、それ以前からだと思いますけれども、昭和の合併、平成の合併、そして、このたびの次の国主導の圏域構想というものが出そうだという中がありますけれども、立ち位置をしっかりと見定めなければならないという言い方をしましたけれども、そうはいつでも、決して言葉尻は一人でできるがなという言葉ではありませんので、消防あたりはやっぱり広域でなければできません。火葬場もそうですので、そういうことで、中学校もそうです。

今、中学校を一人でやれと言われても、百二、三十人の生徒を、中学校をつくってやるということが本当にいいのかということだというふうに考えると、今、箕蚊屋中学校は500人を切りまして、一番少なくなるこれから10年後の見込みは460ぐらいになる見込みです。それでも最中の530人ぐらいおったときから見るとかなり減るということで、さらに減っていくだろうということが考えられますので、そういう意味では、子供がいかにか成長していくかということでは、一定の競争力のある枠でないと、やっぱり子供の環境としてはよくないかなというふうに思っています。今の中学校が1,000万程度の負担金でできてますけども、箕蚊屋中学校全体は8,000万から金がかかっていますので、経費的にも非常に楽をさせていただいておるといふようなこ

とで、本当に広域行政があって、連携があって、我が村ができておるといのも事実ですので、その中でどういう村がいいのかと。やっぱり顔の見える村の関係をつくっていくということでは、今までどおりのものがないのではないかと私自身は思っていますので、あんまり国から真綿で首を絞められるようなことの中にはまりたくないという思いがありますので、そんなことでこれからの村づくりができればというようなことを期待をして、発言とさせていただきます。以上です。

○議員（8番 井藤 稔君） どうもありがとうございました。

今、物を残したらいけんという運動が行われておるようですけども、時間残してしまいましたけど、済みません。

なら、以上です。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で井藤議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 午前中の一般質問は以上で終わりたいと思います。

午後からの一般質問は、午後1時から行います。議場に御参集ください。

それでは、昼の休憩に入りたいと思います。

午前 11時35分休憩

午後 1時00分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

通告順4番、河中博子議員の一般質問を許します。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 1番、河中博子です。きょうの一般質問はいつもと違って、何となく寂しいものがあります。村長として臨まれる議会はこれが最後と思うと、やはり感慨ひとしおです。4期16年の長きにわたり日吉津村の村長としてかじ取りをしてこられた石村長の功績は大なるものがありますが、きょうはその16年間を振り返っていただき、これからの日吉津村の発展と村民の福利にどう生かすのか、新しい村長にどうバトンタッチするのか、何を託すのかを私自身の4年間も振り返りながら質問したいと思います。

日吉津村、石村長勇退というマスコミ報道から1カ月余り、私にとりましては寝耳に水の出来事でした。これまでの石村長の御尽力、御苦勞を思うと、精魂を傾けられたのだなと感銘を受けています。特に最近の4年間は、村会議員として必要な緊張感を持ちつつ、行政に対して是々非

々の姿勢を保持し、しかしながら、単に行政を批判するだけでなく、及ばずながら大小さまざまな提言をし、ともに村民に役立つ、村民のための政策に向き合ってきたと思っています。その上で、いろいろ勉強し、学ばせていただきました。村長の答弁は一言で表現しますと、うまいです。これもキャリアの差でしょうか。そのうち対等に議論できる日を目指していましたので、残念です。

さて、前置きはこれくらいにいたしまして、タイトルにあります16年間の総括と今後の方向に入ります。4項目お聞きしたいと思います。最初はうなばら荘について、次に農業問題、3つ目に情報発信と村ホームページについて、最後に、職員の人材育成について伺います。

まず1つ、うなばら荘についてです。うなばら荘をみんなに喜ばれる施設にするためには、今後どういう施策が必要とお考えでしょうか。日吉津村がうなばら福祉事業団として指定管理を引き受けてから、経営も人気もいま一つ伸びていないように思います。そのことにつきましては、これまでにさんざん申し上げ、提言もしてきました。村長からも改善に向けての方針や努力目標、職員研修についてなど何度もお聞きしましたので、ここで繰り返すつもりはありません。ただ、今の御時世、個人消費がどんどん減る中で、当然旅行も外食も減る。つまり、この赤字はうなばら荘の経営問題ではありますが、それだけではない、構造的なものでもあると考えています。しかし、市町村職員共済組合の指定施設になった今、うなばら荘に対する村のスタンスを簡単に変えるわけにはいかないでしょう。御答弁いただきたいのは、理事長でもある村長として、どのような思いでうなばら荘を見詰めてこられたのか、また、新しい村長にどのように引き継ごうとしていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

2点目は農業問題です。日吉津村の農業を持続可能にするために新しい担い手をどのようにして確保し、育てるのか、そのための施策を伺います。この問題につきましては、さきの12月定例会でも質問いたしました。そのときは地方創生の中で解決をというものでしたが、実態はそう甘くなく、5年間で解決はなかなか難しいということでした。しかしながら、村民の人口増については利子補給制度など、一定の効果を上げた施策もあります。反面、農業についてはどうだったでしょうか。農業後継者の確保に関してはほとんど農業者や農業法人任せになっていたのではないかと。村として新規担い手を確保する政策を展開してきたのか、これについてお尋ねします。

3点目は村のホームページについてです。これまで再三提案をし、苦言も申し上げてきましたが、読みたい記事に到達するまでに時間がかかり過ぎて途中で検索を断念したとか、システムが複雑で、もう村のホームページは開かないことにしたとか、動画で村のPRを流すと言いながら容量の問題でできないなど、十分役割を果たしていないように見えます。情報社会の中で抜本的

な見直しが必要だと思えますが、その考えはありませんか。

最後に、日吉津村人材育成方針のその後についてお尋ねします。議員になった当初、何回か質問させていただきました。そのとき村長は、地域づくりのキーパーソンになるような職員を育てていきたいとおっしゃいました。胸が弾む言葉でした。今さら申し上げるまでもありませんが、人材育成は行政に限らず、どの企業でも力を入れて取り組んでいる課題です。自分のスキルアップを図ることは大切なことで、しかも、絶え間なく、途切れ目のない研さんが求められます。行政職員はその道のプロフェッショナルでなくてはなりません。この言葉は4年前にも申し上げました。特に村長としては職員の育成に神経を使ってこられたと思いますが、その後、キーパーソンの育成はどうなったでしょうか。新しく村長がかわろうとしている今こそ、さらなる人材育成が求められると思いますが、長年の経験の上に立って村政を引き継ぐに当たって、お考えを伺います。

なお、本日は最後の村長答弁ですので、これまで答弁として聞いてきた言葉ではなく、16年の長きにわたる思い、御意見など、新しい村長のためにも虚心坦懐に総括していただきたいと思えます。よろしく願います。

なお、答弁によりましては、再質問させていただきます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 河中議員の一般質問にお答えをしております。16年間の総括と今後の方向ということで質問をいただきました。うなばら荘の問題なり、農業の問題なり、情報発信なり、人材育成なりについては、これからこれこそ求め続けられることでもありますので、今の状況をお話ししながら、さらにはこんな方向性があるということをお話をしますけれども、それは新たな首長が出て、首長の考え方にもよるところが大きいのではないかというふうに思いますが、伝えるべきことは伝えていく必要があるというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、非常に誇大な評価をいただきまして、それについてはお礼を申し上げる次第でありますけれども、決してそれは自分の力ではないというふうに思っています。村民の皆さんがそれぞれ気持ちを発揮された部分の集約ができて今にあるのかなというふうに思っています。開会日の諸般の報告でも多少申し上げましたけれども、なるべくダブらないように、16年間の総括ということで考えましたときには、やはり15年の4月に合併の問題があつて、私は就任をしたわけでありまして、結果は住民投票ということの選択をしたわけでありまして、その前に行財政検討委員会をしたということでございまして、これは本当に米子市の方や境港市民の方、そして鳥

大の先生などに入っただいて議論をしていただいて、それこそ村民の皆さんにも非常な痛手であったり負担増であったりしたと思いますけれども、そこでは議会もですけども、私自身も身を切るとい判断をしたことがこの後に引き継いで、村政が比較的、村民の皆さんに御理解をいただきながら運営できたのではないかという、おこがましい言い方ではありますが、あれが一つの契機だったかなというふうに思っています。

そういう中では、平成21年に村民の皆さんから自治基本条例を制定をしていただきました。これはこれからの我が村の村づくりのあり方や、それぞれ首長や議員の責任などを明確にしたものでございましたので、大きな我が村のこれからの方向づけをする条例になったというふうに思っています。

それから、国道431の土地利用についても日吉津村土地利用計画を策定をしていただきましたけれども、これも村民の皆さんのお力添えででき上がったと。さらに、平成21年には120周年の記念式典もやりましたけれども、これも計画は村民の皆さんにやっていただいたと。23年には常設型の住民投票条例ができました。これは、これからの村づくりをする上で、村を二分したり、そんなことはあっちゃいけませんけれども、事前の議論がしっかり必要だという気がしますけれども、これからの村づくりを判断するとき、村民が総意で判断をするということの前提の常設型の住民投票条例ができたということで、これからの村づくりに大きな財産になった、つながっていくのではないかというふうに私自身は思っています。

それから、小学校の芝生化でありますけれども、これは半日ほどでグラウンド一面の芝生化ができましたけれども、そのときはボランティアの皆さんが260人ばかりお集まりいただいて、一気に半日でできたというようなことができ、その後、ボランティアの芝生化推進隊ということで、それこそ行政が手をかけませんけれども、村民の皆さんに御理解をいただいたということであり、この芝生化については、出そうな意見でありますけれども、誰が管理するのというような意見が出てましたので、やっていただける人にお任せをするということで、今になっておるということであります。

それから、ヴィレステは27年に完成しましたけれども、ヴィレステの議論は、それこそ村民の皆さんに1年半かけて議論をしていただいたものがこの形になって、でき上がったということでございます。

そのほか、男女共同参画の推進条例や環境基本条例なども村民の皆さんに御意見をいただき、議論をしていただいたものが条例化をできたり、それから、小学校の体育館も村民の皆さんの議論であれだけのものができ上がったということでございますので、本当に村づくりの議論や、こ

れからやるべき村づくりの方向性や、さらには、直接的にボランティアという形で村民の皆さんに御理解をいただいて、今日を迎えることができたということでございますので、感謝し、お礼を申し上げる次第であります。たくさんの皆さんにお集まり、お出かけをいただいて、それこそ参画と協働の村づくりを進めることができたのではないかというふうに、手前みそでありますけれども申し上げさせていただいて、御質問の中のうなばら荘を皆に喜ばれる施設にするためにということでございますが、お答えとして、今までうなばら荘の理事会や評議員会、お客様アンケートなどから御意見をいただいて、そして議会からも御意見をいただきながら、利用された皆さんが喜んで帰っていただき、リピーターとしてまた利用していただけるようなサービスの向上に努めてきたところであります。

また、うなばら荘経営改善計画に基づき、引き続き給湯配管改修工事や発電機の更新、工事等も行う予定であります。これはある程度老朽化が進んでおりますので、施設を持続させるための修繕をしていかなければならないということですが、営業体制の再構築や新規顧客の獲得、その事業を推進する職員の、さらに意識高揚というのは言い尽くされた言葉でありますけれども、しっかりと職員一同がお客さんの満足度の向上に向けて頑張っているというところであります。現在は、平成29年度からの浴室や厨房等の改修並びに災害等の影響で売り上げが伸び悩んでおります。2年続けて約3,000万円の赤字が出たという状況ではありますが、大きな改修も終了しましたので、31年度以降の売り上げ増に向け、みんなで頑張っていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

さらに、平成31年度は指定管理の最終年度となります。西部広域のうなばら荘のあり方検討会の指針を踏まえて、32年度以降の指定管理について検討される予定となっておりますので、関係機関相互で情報共有しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

32年度からの指定管理ということでは、これまでの指定管理を受けてからの10年間の経過をしっかりと検証しながら、広域行政のほうにも御理解をいただく必要があるのかなというふうに思っています。ただ、浴槽等の改善は、向こう10年間はまず最低限使っていこうということでの改修であります。指定管理者の納入金で修繕にかかわる費用を借り入れてやっておりますので、指定管理者の納入金で償還を賄っていくという考えでありますので、御理解をいただきたいと思っております。それから、従来、平成6、7年に改築した現在のうなばら荘のときは12億を超える借金をして、広域全体で、関係団体、構成団体、全体で償還金を5,000万払うという内容でありましたけれども、広域行政の中では、どこの自治体も自分のまちの休憩、入浴、宴会施設等を持たれておりますので、かつてのような合意形成は難しいであろうというふうに思っておりますけれど

も、その部分の理解をいただくことも努力が必要でありますけども、状況としては厳しいものがあります。

このうなばら荘についてどのような思いでこれまで取り組んできたのかということで考えますと、それは、かつて温泉議員さんという方などもいらっしゃって、言い方が適切かどうかわかりませんが、議会の中で温泉を掘ったらどうだというようなことで温泉を掘られて、温泉が出た、出たら、じゃあ、今度は宿泊なり入浴施設が要るのではないかとということで議論がされ、村単独では無理だなということで広域行政に持ち込まれて、広域行政で我が村が温泉を提供し、土地も使っていただいて結構ですので、宿泊、宴会施設をつくってほしいというような経過でうなばら荘ができました。できてみて、つくる方向ができて、そのときに、じゃあ、誰が経営するのかということになったときには、よその自治体というわけにもいきませんので、村が経営しないやという、経営されたらということで、直営というわけにもまいりませんので、当時の福祉事業団を設置をして、このうなばら荘ができたという経過がありますので、言うなれば、村民の皆さんの入浴、宴会施設であったというふうに思いますので、それをしっかりと引き継いでいくことが今、課せられた責任であるなというふうに思いながら、ただ、経営環境が人口減少や景気の低迷などの背景もございまして厳しいものはありますけれども、できるだけ改善の努力をしていきたい。最終的には、やっぱりそれぞれの皆さんが思われるように、収支がちょんちょんにならないといけないところを目標にして進めてきたつもりではありますけれども、まだまだ不十分さを抱えておるといふ状況でありますので、先ほど前段のほうでこれからの方向性についてお答えをした内容であります。

次に、持続可能な農業へ、担い手の創造のためにということでもありますけども、12月議会でも報告をしたところでありますが、昨年11月に農地の未来を語る会をそれぞれの集落で開催をさせていただきました。そこで農家の皆さんが感じられていらっしゃる不安や忌憚のない御意見をいただいたところでありますけれども、その会の中で、新規就農者の確保はもちろん、さまざまな課題が山積していることは、行政を初め、農家の皆様の多くが感じられていることでもございました。現在は、皆様からいただいた意見やアンケートを集計し、課題の洗い出しや今後の進め方等を県や担い手育成機構で組織した日吉津村人・農地チーム会議で検討を行っております。

議員御質問のとおり、担い手の育成確保は本村のみならず、県内全域の喫緊の課題として認識いたしております。また、本村独自の課題としては、用排水路が兼用になっておる箇所や経年劣化により補修が必要な水路が多く見られます。1筆当たりの面積が小さく、効率的な営農が難しいことなどが上げられます。これらの課題を同時に解決しなければ、持続可能な農業を進めるの

は困難と認識をいたしております。担い手育成確保と同時に、圃場整備についても進めていかなければならないと考えております。御質問のU I ターンや農業教育機関卒業生の受け入れについては、受け入れ農家等の検討や優良な農地を確保していかなければならない等、さまざまな課題がありますので、今後とも検討を重ねてまいり所存であります。

情報の発信については、ホームページ等を活用しながら、村内外の皆様に村内農業の情報をさまざまな手段で発信し、PRをしていきたいというふうに考えておるところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思いますが、今、土地をお持ちの皆さんや営農をいらっしゃる皆さんが、果たしてという言い方はどうか課題がありますが、じゃあ、自分が農業をできなくなったときにどうするのか。自分は今、この農業をやっているのだから、次の世代にどう引き継ぐかは明確でないにしても、何とか誰かがやるであろうというような感じがしないとも限らないというふうに思ってます。それは、これからの日吉津の農地がいかにも開発ができそうな環境にあるという見方では決してないと。農地を農地として持ち続けなければならないと。人口減少社会の中になってそうそう開発行為ができるわけではありませんので、農地を農地として持ち続けなければならない。後継者がいない、作付する者がいないということになると荒廃地化するということになりますので、農業や農地を持続させていくというのは、いろんな手段を、構造改善とか、一緒なようなことですが、圃場整備とかさまざまなこと、それから農業機械などもあります、それはこれでやっていこうという一つの方向性を示してやっていかないと、持続、維持が難しいであろうというふうに思ってます。うちげはできちょうけんええわいと、田んぼも便利がええしということではないと思ってます。今、わしがやっちょうけんええわいと、あと10年はもつわいということではないと。ここを、農家の皆さんの気持ちを切りかえていただくことがこれからの行政が課せられた役割になっていくと。ここを踏み越えていかないと、農地や農業を、そして担い手を、中核的農家をつくることできないというふうに思ってますので、そのための支援をする施策というのは、これから考えていかなければならない。今の段階ではそこまで議論が煮詰まっていないし、農地をお持ちの皆さんもまだまだ危機感が乏しいというふうに考えてますので、このことは我が村だけの話ではありません。大きな農業地帯でもそうですし、中山間の非常に後継者や定住が難しい地区も同じことですので、ここをしっかりとやっていくというのが大事なことかなというふうに、これからの我が村のやるべき大きな仕事だなというふうに思ってます。

3番目の、魅力のある情報発信と魅力ある村づくりについてということでもありますけれども、これにお答えをしてみますと、一般、何と申しますか、魅力をどんなふうに伝えていくのかということでは、村民の皆さんも我々も、本当に村の魅力を当たり前のこととして受け入れはで

きますけれども、じゃあ、外との比較ができておるか、外に発信ができるのかということでは、そこが不十分だなというふうに思っています。もっともっと自分自身や村自身を誇ってもいいのではないかというふうに思います。今、退任前になりましたので、こういうことが言えますけれども、もっともっと我が村のあり方を、ある姿を誇っていいのではないかというふうに思います。どちらかといえば批判が先に立ちますけれども、もっともっと誇っていいのではないかと。いわゆる控え目なところが我が村の村民性であるかもしれませんが、もっと誇るべきことかなというふうに思っています。

情報発信ということでは、村のホームページについて、現在、新しい事業者で3月下旬の稼働に向けてリニューアル作業を行っております。大幅な改修になるというふうに思っています。リニューアル後のトップページについては、アクセス数の多い公共施設の利用案内や日ごろ問い合わせの多いごみの分別方法など、ニーズが多いところに簡単にアクセスできるように工夫をしているところであります。そして、あんしんトリピーメールとの連携を行いながら、県内の防災情報についても村のホームページより閲覧できる仕組みとする予定としています。また、各種SNSとの連携も図り、村内外に日吉津村の魅力発信を図りたいと考えておるところであります。

続いて、4番目の日吉津村人材育成方針のその後はということですが、平成27年の9月、28年の12月の一般質問でもお答えをいたしましたように、本村では、平成22年の8月に村職員の育成に関する方針と具体的な取り組みを示した日吉津村人材育成基本方針を策定し、これに沿って職員のスキルアップを図っております。方針に基づいて、職員には職場内や県内、県外で行われる業務に係る研修及び職階によって必要な能力に係る研修に参加させ、職員としての能力を向上させるように努めておりますけれども、まだまだこの部分については積極性が多少欠けておるなという受けとめ方をしておるところであります。

平成30年度は、1月末現在、各階層別能力研修等へ参加のために、市町村アカデミーへ1人、鳥取県職員人材開発センター等へ延べ46人の職員を参加させています。また、災害支援への職員派遣に1人、独自研修で延べ155人の参加を初め、チューリップマラソンや海岸清掃など、ボランティアへの参加や資格の取得も促しておるところであります。

研修の成果についてですが、県内外の研修に参加した職員は、他市町村の職員から刺激をもらって、やる気を持って帰ってきており、仕事に生かされているものと考えます。今後も引き続き、人材育成方針に基づき、職員の意識向上やスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

以上で、的確さを欠いたかもしれませんが、河中議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 丁寧な答弁をしていただきました。これまでのこととか、村長の考えがよくわかりました。ほんの少しだけ再質問させていただきたいと思います。

うなばら荘に関してですけれども、まず、営業力といいますか、営業活動をもっと活発にして、多くの方に利用していただく、そこをやっぱり考えないとだめだと思うんですね。そして、利用していただいた方々に満足度を高めて、それで喜んでいただくと。うなばら荘は、今はまず、それをやらないといけないんだと。営業力ですね、やっぱり。営業に力を入れていただきたいと思えますね。

それから、西部広域行政管理組合との関係も少しずつ見直す必要もあるのではないかと思いますけれども、先ほど村長が答弁でそのことはおっしゃいましたので、今後とも、今のままでとにかく進むんだではなく、いろいろ問題、課題が出たときには、やっぱり福祉事業団として話していったほうがっていうか、いくべきではないかなと思います。

農業に関してですけれども、ちょっと言わせていただきます。私も何とかヒントになるようなことはないかなと思ひまして、県立農業大学と倉吉農業高校に行って話を聞いてきました。しかし、飛びつくような明るいニュースはありませんでした。ただ、最近の傾向として、高校も大学もなんですけれども、非農家の子供たちが来ていると。その子たちは、卒業したら農業をやると、そういう意思を持って勉強しているという話を聞きまして、将来に何か望みを見出したような気がいたしました。それから、農業大学は当然のように企業からオファーがたくさん来るそうなんですけれども、これまで日吉津村からはなかったというふうに聞いております。ただ、先ごろ残念ながら亡くなられました景山さんが足を運んでコンタクトをとられましたというふうに聞いています。

そこで、例えば、村独自の施策として、新規に参入してみようかと思わせるだけの優遇措置をつくって、インターネットを用いて広く県外から、あるいは県内の農業専門学校などから卒業生を迎え入れるなどの施策は、今後、考えられませんか。例えば、最近では大山町や日南町、それから鳥取市では、アグリマイスターという事業を実施していらっしゃるようです。日吉津村でもこのような考えはありませんか、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 非農家の就農が、いわゆる就農というより、就農を目指す農業大学の生徒がいらっしゃるということでもありますけれども、それはすばらしいことでもありますけれども、それをやっぱり受け側として我が村で考えたときに、どんな準備ができるのかと、受け入れ条件

が出せるのかということを考えていく必要があるかなというふうに思ってます。それはよその競争になりますので、それがうまいぐあいにいくのかと、相当なハードルが高いというふうに考えてます。例えば補助条件などがよそと比べてどうなのかということになると、まず、その整備のほうが先ではないかという気がしてます。このごろの売れ筋のブロッコリーや白ネギなどのこの近隣の青年の就農を見ても、相当好条件のところやっていらっしゃるということですので、それだけの条件をそろえてオファーをするということになるのかなというふうに思ったときには、相当ハードルが高いなという気がしてますし、それはそれはブロッコリーにしても、白ネギにしても、たやすい条件でやっていらっしゃるわけではありません。それは見る限り、言葉としては本当に極限状態で働いていらっしゃるようで、見る限り、お話を聞く限りは、極限状態で働いていらっしゃるという状況を見るわけですので、そこまでの覚悟をしてこの村に農業をしていただくということになると、相当な条件をそろえんと難しいかなという気がしてまして、答弁でもお答えをしましたように、そういう生産環境を整えていくのがまず前提かなという、圃場の条件をよくするという、その前提条件をつくるのが我が村は今、喫緊の課題であろうというふうに思ってます。機械を買いそろえるというのは、一つはできると思います。それから、青年就農は、県は150万円の、3カ年間ですけれども、そんなことは金銭で済むことですので、やろうと思えばできると思いますけども、うちげがオファーをかけて、ここでやってくださいという条件が、まだそれは不十分さがあるなと思ってます。そこをやっていくのが今の我が村の農業の状態でないのかなという気がしております。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 先ほどおっしゃいました、オファーにかけるのにどれだけの条件をそろえるかっていうこと、私も、農業大学で先生にどういう状況をそろえたら来ていただけますかっていうふうに率直に聞いてみました。そしたら、なかなか難しいですというふうに言われました。といいますのは、農業につく人が少ないんです。農業大学を出ている、農業高校を出ても勤める先は別なんですね。そういうところがあります。それで、非農家の子が来ていた、そういう子供たちはこれから農業をするつもりで学校に来ていますからというふうに言われて、なるほどなというふうに思いました。JAに勤める方も少なかったですね。普通の、言ってみれば一般企業に、農業関係で勉強しても、そういうところに行かれます。でも、全国ではそういうことに取り組んで成功しておられる方もありますからということがありますので、私もちょっとまたその辺は探して勉強してみたいかなと思います。

それから、先ほど村長が、農業に関しては、圃場にしても、気持ちを切りかえていかないとい

けないというふうにおっしゃいましたけれども、昨年の秋に行いました議会懇談会でも、村民の方から、圃場整備は畦畔を取って、もう広い田んぼにすると、そういうふうな発想の転換をもうしなくてはいけない時期に来ているという声とか、やっぱり行政が本腰を入れて指導をしてほしいというような言葉が出ておりましたので、持続可能な農業のために行政としての役割を、いろいろ課題はあるかもしれませんが、取り組んでいただきたいなと思います。

それから、ホームページですけれども、抜本的な改修が進んで、いろんなことができるように今しているって言われて、それはよかったです。ちょっとそういうことを今やっていらっしゃるってことを私は知りませんでした。もうこの情報社会ではホームページはいわば、村の窓口です。日吉津村を知ろうと思ったら、まず、ネットを見ます。そのとき、調べようとするのが毛細血管のような操作をしないと出ないというようなことではなくて、また、SNSとか、いろんなことが今度機能で伝わるようですから、すごくそれはいいなと思います。

最後に、人材育成に関してなんですけれども、私の経験から申しますと、都会の他社の社員の仕事ぶりを見ることはもうすごくスキルアップになりました。例えて言えば、スピード感、それから仕事の手順、交渉相手とのやりとりの仕方、もう本当にこういうことは勉強になりました。このことは今の私にもまだ生かされています。もうすごい違うんです、迫力といいますか、それで間違いがない。一番感じるのはやっぱりスピード感ですね。

先ほどもおっしゃいましたし、前回のときにも答弁していただきましたけれども、市町村アカデミーとか、今、日吉津村でつくっていることに沿ってずっとやっているということをおっしゃいましたけれども、基本方針の中にあります他県での派遣研修っていうのをまたぜひ本当に取り組んでいただきたいなと思います。そのためには、1人が研修に出ちゃうと仕事に支障が来るといようなことがあってはいけませんから、そういう意味では人数というところからかかっていけないといけないかもしれませんが、それこそ10年、20年先の日吉津村を見た場合には、そういう研修は本当に大事だと思いますが、いかがでしょうか。村外に出て派遣研修をやって、行政だったら、私は1カ月ぐらいは必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 昔からの言い伝えではありませんけど、やっぱり外を経験するということは大事なことです。経験してよかったよかったではいけないのであって、それを自分の仕事に反映させるということだと思ってますので、職員に、今になって、もっと先に行っとけばということはあったかと思いますが、自分自身が仕事においては常に変わり続けていくということが大事ではないかなというふうに思います。これがこんな状態でできておるということで決し

て満足してはならないと。常に変わり続けるという姿勢や意気込みが大事ではないのかなというふうに思いますが、研修等もそういうことで、そんな心構えで受けていくということを期待をしておるところであります。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） ぜひ取り組んでいただきたいと思います。私も村長も同じようなことを言いましたけど、本当に刺激を受けるということは自分にマイナスは全くありませんので、プラスになります。それをやっぱり戻ってきて、ちゃんとその形で生かしていく。それから、本当に常に変わり続ける、そういう職員が1人、2人、3人とふえていくということが本当の意味での人材育成だろうなと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、村長、長い間お疲れさまでした。16年間のかじ取りに感謝いたします。ありがとうございました。終わります。

○議長（山路 有君） これで河中議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 続いて、通告順6番、江田加代議員の一般質問を許します。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。私も5期20年、最後の一般質問になりました。私は国民健康保険とともに歩んできたというふうに思っております。きょうも国保で終わりたいと思いますけれども、きょうは国民健康保険のことと、全国学力テストについての質問をいたします。よろしくお願いいたします。

国民健康保険につきましては、国保保険料の抜本的な軽減対策を求めて質問いたします。

戦後70年間、国保財政は市町村ごとの独立採算で70年間運営されてきました。昨年度より、県が一括して国保財政を管理し、国保の運営に必要な費用は納付金という形で市町村に割り当てられることになりました。国保は年金生活者、失業者、健保非適用の事業所で働く人、零細経営の自営業者など、所得の低い人が多く加入する医療保険であり、国民皆保険を下支えする最後のセーフティーネットと言われてきました。全国知事会、全国市長会などの地方団体は、国保の都道府県化に向けた政府との協議の場で、加入者の所得は低いのに保険料が一番高いという矛盾こそ国保の構造問題であるとの立場を打ち出し、国に対して以下の点を上げ、解決を求めてこられました。1点目が、国保料をせめて協会けんぽの保険料並みに引き下げのため、1兆円の公費負担増を行うこと。2点目は、子育て世帯等の国保料が高くなる要因である均等割を見直すこと。以上の点は、保険料の抜本的軽減策であり、保険料負担の格差をなくすことが期待されています。

2つの提言実現に向けた具体的な動きはどのようになっているのでしょうか。村長にお聞きします。

次に、全国学力テスト不参加の考えはないのでしょうか。教員の過労死ラインを超える勤務実態が大きな社会問題となっています。2017年12月、学力日本一の福井県議会が教育行政の抜本的見直しを求める意見書を可決しています。福井県は、全国学力テストで10年連続トップクラス、知事と県教育委員会はこの実績を誇ってきましたが、これに対し、県議会は現状の検証を訴える意見書を賛成多数で可決しました。意見書は、教員の指導の背景に、学力を求める余り、業務が多忙化し、教員の精神的ゆとりが失われていると指摘しています。全国学力テストについては、これまでもテスト対策のため授業時間が費やされていると、テストの中止を求める声も耳にしました。

1点目、学力テストが教員の多忙化の要因になっているとの指摘についての所見を、教育長に伺います。

2点目は、学力テストに係る業務はどのように行われているのでしょうか。

3点目、全国一斉学力テスト参加を中止する考えはないのでしょうか。

以上の3点について、教育長の御答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 江田議員の一般質問にお答えをしております。

国保保険料の抜本的軽減策ということで、戦後70年間、国保財政は市町村ごとの独立採算で70年間運営されてきたということでもありますけれども、まさしく、この保険料の軽減、低減というのがずっとの課題であったかなというふうに思っています。それは、高度成長期で、まさしく高齢者や仕事のない人や生活困窮の国保が受け皿となっていたときも、今もその状況は余り変わっていないというふうに見えます。一方では、高齢化して、後期高齢の医療保険制度ができて、一部はそっちのほうに行きまして、国保は多少身が軽くなったということがあったと思いますけれども、医療技術の進展がその医療給付費にはね返りますので、そこが国民健康保険の運営が非常に厳しいという状況で、それは、かつて今も変わらない状況であります。

そういう意味では、医療がこの近年は本当に格段に進んでますので、医療給付も物すごいことになってますけれども、全国の国保の1人当たり一月の医療給付費の最高は6,000万だったとかいう話もありますので、到底、到底そんな医療がなかなか国保の保険料では賄えないというのが実態でありまして、それこそ全国の市町村は国保の都道府県化以前に、医療保険の一本化を目標にずっと国に要望はしてきましたけども、やっと都道府県化ということで、多少肩の荷がおりた

なという気持ちはありますけれども、財政運営上には重たさは、多少県のほうに任せましたので楽になったとはいっても、そうはいつでも、今の段階は、保険料が従来の市町村の保険料の考え方で、都道府県はそれぞれの自治体の医療給付費に応じて保険料を定めてくださいという従来のやり方と変わってませんので、根本的なところは変わってないということです。これを早く都道府県が保険料を一本化にしていくことが必要だろうというふうに思い、県との行政懇談会ではそのことを、自治体が小さいですので、要求をしております。医療給付費も我が村は高い位置にありますので、保険料も高いですけども、そのことを要求してますけども、総論は賛成だけでも、実態として、具体論になりますと保険料のばらつきがありますので、じゃあ、よそと一緒にされると困るという、保険料の低い自治体もありますので、県の役割としては、ここを早く都道府県で一つにされていくのが大きな役割だというふうに思っています。

国は3,400億の公費投入をこの都道府県化でやられましたので、これは一つの成果があったというふうに、これまでの市町村という、いわゆる保険者は評価をしております。今、あんまり小さいことをつついてほしくないということは、大きな体制の中では都道府県化や国の公費をよけつぎ込んでくださいということはありますけれども、あんまり制度の小さいところまで国としては踏み込んでほしくないというのが我々自治体の立場であるというふうに思っています。

というようなことを前段申し上げまして、まず、保険料をせめて協会けんぽの保険料並みに引き下げるということでは、1兆円の公費負担増を政府に求めるということ、それから、2点目は、子育て世帯等の保険料が高くなる要因の均等割の見直しをといる、これに対し具体的な動きはあるのかという御質問でありますけども、この提案のうち、1兆円の公費負担については、平成26年度の自民党の社会保障制度に関する特命委員会での医療に関するプロジェクトチームにおいて、地方関係団体のヒアリングが行われております。この中で、全国知事会社会保障常任委員会委員長、栃木県の知事さんでありますけれども、が発言をされております。これは、将来的に国保や被用者保険などの医療保険制度の一元化を見据えてのことだということで、喫緊の課題として、医療費が高額になっていく中、国保の基盤強化を目指し、提言書においては、被保険者にとって過度な負担なく国保を続けていける制度的措置の要請や、都道府県が財政運営を初めとする国保運営を担うことが上げられています。また、その後の国の施策並びに予算に関する提言、要望、社会保障関係において、子供にかかわる均等割保険料軽減措置の導入などを医療保険制度改革の一つとして提言、提案されておりますけれども、それに対し、国の具体的な動きはないということでもあります。

その後、平成30年度から都道府県による国保運営が制度化されまして、平成27年度から平

成30年度にかけた国保改革で、財政支援として毎年3,400億円の公費投入が行われておるところであります。こうした施策に加えて、従来の国保が抱える課題解決に向け、区市町村は保険者として、医療費適正化や収納率向上、健康寿命の延伸などに積極的な取り組みが求められています。一方、国に対しては、国保を被保険者が安心して利用できるようにするための制度の見直しや、より一層の財政基盤の安定を求めてまいります。

ということで、以上で、江田議員の国保の保険料の抜本的軽減策を求めていらっしゃる一般質問についての答弁とさせていただきます。この後、全国学力テスト不参加の考えについてはということで、教育長をもって答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 江田議員の一般質問にお答えいたします。2点目の学力テスト、正式には全国学力・学習状況調査についての御質問にお答えいたします。

教員の多忙化の要因になっているとの指摘に対する所見ということでございました。福井県議会が指摘されておりますように、学力を求める余り、業務が多忙化し、教員の精神的ゆとりが失われていると指摘されているというふうに、福井県議会の意見書も、私も見させていただきましたが、そう書いてございます。

近年の学校におきましては、教科の指導、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間以外の業務が非常にふえてまいりました。最近ですと、キャリア教育、消費者教育、租税教育という、まだほかにもございます。〇〇教育という、そうですね、全国的に何か大きな問題が起きると、その施策として、学校でこんなことができないかということが必ず起きてまいりまして、〇〇教育はどんどんどんどん肥大化していくということでございます。

それから、学校の教育活動というのは、商業等における経済活動とは違って、どの教科においても、何々教育、〇〇教育においても、よりよいものをずっと求めていきますから、切りがありません。経済活動ですと、あるパイの中で、どっかの売り上げがずっと、どっかの企業の売り上げがぐっと伸びると、どっかの企業の売り上げが下がるということになりますが、学校においては、どっかの学校が学力をぐっと上げたら、どっかの学校は学力が下がる、そういうものではありませんで、どこも拮抗して、いいものを求めていこうと学校はしますから、これも切りがありません。やればやるほど多忙になるのは、自明の理ということなのかもしれません。

今申し上げましたように、教員が多忙であるとすれば、授業や学校行事の準備、学級事務や分掌事務等々、全ての教育活動の総和がかかわって、それを一生懸命やればやるほど多忙になるということであろうかと思っております。全国学力・学習状況調査だけがこの多忙化の要因では

ないというふうに認識しておるところでございます。しかし、教員が楽をしているかという、絶対そういうことはなくて、とても一生懸命やってもらってるなというふうに思います。解決するためには、やはり管理職が明確な教育ビジョン、学校運営のビジョンを示して、重点化、焦点化を図って、この学校はこのことに特に力を入れてやるんだというふうなことを明確にして、学校の特徴を出していくということが一つ大切なのかなと思っておるところです。

しかしながら、ちょっと長くなるかもしれませんが、小学校段階での学力は絶対的に必要です。低学年の、算数でいいますと、数の概念、足し算、引き算、掛け算九九、掛け算、中学年におけます小数、分数、そして割り算、図形の概念、基礎、高学年になって、伴って変わる量、比例とか図形の応用、いろんなことが、実は小学校で習うことは社会に出てから必ず使う内容でして、これをおろそかにすることはできません。学力を向上をさせようというのは当然のことなんですけど、私は学力向上というよりは、基礎学力の定着、今言いました、社会に出てからどうしても必要な基礎学力の定着は、小学校、絶対避けて通れないというふうに考えております。このことはやっぱり逃げてはいけないことだなというふうに思っております。学校の特色を生かす学校教育と、それから基礎学力の定着、このことに全力を挙げていくことが、逆に、あれやこれやを中途半端にやるよりは大切なことかなというふうには思っているところでございます。

しかし、とはいっても、根本的に、例えば教員の数が増えたと、それだけちょっと余裕が、事務的に生まれることは確かでございます。そういう条件整備も必要かなと思います。そういう意味におきましては、日吉津小学校は全国に先駆けて30人学級を実施している、それから、英語教育ということで、本来担任が一生懸命やらなきゃ成立しないところですけども、やはりALTがいると、一緒になって物を考えたり、効果的な授業ができる、そういう意味でも、教員にとっては若干余裕が持って考えることができるのではないかな。それから、ほかのところ、ほかの市町村に先駆けて、今どこもやっていますけども、お盆や年末年始、学校を閉庁して、問い合わせや何かは教育委員会で受けると。長期休業中の閉庁日の数をふやすように今だんだんしてきておるところでございます。

そういうような取り組み、全県的に働き方改革の取り組みの中で、2月27日、先般の日本海新聞の教員の月平均時間外業務の調査結果が報道されました。小学校の月平均の時間外業務が、昨年、29年度が月平均54時間の時間外勤務、それが、この30年度は48時間ということで、少なくなりまして、10%減でございます。日吉津小学校はどうかといいますと、その調査の回答を日吉津小学校もしておるんですけども、日吉津小学校は29年度の月の平均が51時間、ことしては46時間ということで、これも、日吉津小学校はもう10%強の減、時間外勤務の時間数

減と、こうなっております、働き方改革というかけ声の中で、教員の自覚も少しずつ磨かれてきて、減りつつあると。今後、いろんな施策、タイムカードでありますとか、いろんなことの施策をやろうと、今、全体的に話が進みつつありますので、徐々に時間外勤務の時間も少なくなっていくのではないかと思いますし、そうなるように私どもも学校を指導したり、そういう施策を考えていかなければならないなというふうに考えております。長くなりました。

2番目の学力テストに係る業務はどんな業務をしているかということでございますが、4月の中旬に行いますが、6年担任が調査を実施します。解答用紙を配付して、普通のテストのように行います。それで、テストを実施して職員室に戻ってきますと、管理職の教員が取りまとめて、国が委託している業者のところに発送します。採点は、採点業務や調査結果のまとめは文部科学省が委託している事業者が担当して、まとめをします。7月、8月ぐらいの段階で、この調査、採点結果、まとめが全国の各自治体に届きます。届きましたら、管理職教員が中心になって、調査結果、各学校の6年生の調査結果の分析を行って、全教員で共通理解を行います。ことしの6年生はこういうところが強みがあって、こういうところが弱いんだという分析、だから、今後はこうしていかなければならないね、ことしじゅうにここら辺は何とか回復していこうやというような共通理解を行います。分析結果をもとに、全教員でつまずきの原因を把握し、補充学習計画を立てて、全学年で学力の定着が高まる授業になるようにしています。

今申し上げました補充学習ですが、先ほど、ちょっと声を大にして言いました算数ですと、小学校で、どうしても欠くことのできない力、これが取りこぼしがないように、2学期以降、補充学習の計画を立てて、個別指導する場合がありますし、その単元を復習する場合があります。というようなことに生かすということをやっているということでございます。これは学校の取り組みとしてごく当たり前のことであろうかと思いますし、担任さんの負担は、採点をしない、結果をまとめない、採点や結果のまとめは送られてきますので、その後、じゃあ、これをどう活用しようかということですから、これは学校として当然のことをやっておるということだと思います。

最後に、3番目、学力調査に参加を中止しないかというお話でございました。小学校段階で習得すべき学力の定着度を、低学年から5年生までの範囲でテスト問題が出ますから、定着度をまとめてはかることができます。定着度の低い単元や内容を補充する学習の根拠になります、先ほど言いましたとおり。そして、習得状況のデータから、子供たち一人一人の能力を最大限引き出すための補充学習、教育活動を計画することができます。というようなことから、全国学力・学習状況調査の結果を活用して子供たちに力をつけるという意味でも、これからも引き続き全国学力・学習状況調査に参加して、この活用をしまいたいというふうに考えているところでござ

いますので、御理解いただきますように、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） ありがとうございます。

ちょっと3点について再質問させていただきます。1点目は、1兆円の話です。これは、2016年に厚生労働省の国保実態調査の中で、現在全国の国保で算定されている均等割と平等割の総額が1兆円だという調査結果が出たんだそうです。それで、この1兆円の中身なんですけれども、総額は1.46兆円だそうですけれども、その中で0.4兆円分は法定減免、それから、あとは条例減免があったり、賦課限度額の超過分で徴収されない部分とかがあって、それを差し引きしたものが1兆円なんだそうです。この1兆円を定率負担で国が国保に投入してくれたら、均等割と平等割については保険料で納める必要がないという数字を、これは厚生労働省が出したんだそうです。村長もおっしゃいましたけれども、3,400億円についてですけれども、この投入は、2014年、2016年、そのころからずっと検討されてきたと思いますけれども、この県一本化と引きかえに、3,400億円の臨時的な国費を投入してスタートしたのが県一本化だそうです。それで、これによって、じゃあ、一般会計からの公費投入が減らされてますので、住民負担の軽減には直接つながってません。それは確かに5割、2割減免の対象者の拡大にはなったんですけれども、なかなかその実感として、被保険者に感じ取ることはできなかったということで、これが本当にこの3,400億円の投入が、国保の構造問題の抜本的解決になったのかなというような見解もあります。

そのあたりで、きょうは、一番お聞きしたいのが、子供の均等割の独自減免についてなんですけれども、おぎゃあって生まれた途端に均等割がかかってきますので、本当にこれは、何ていいますか、時代錯誤の人頭割、人の頭にかけていく税金ではないかということで、今問題になってますけれども、これを今、仙台市の取り組みが全国から注目を受けてるんだそうです。それは、国民健康保険法の77条の規定を活用して、被保険者に特別な事情がある場合、市町村の判断で減免できる、そこを活用して、子供がいるということを特別な事情と認定し、住民負担の軽減を図ったということです。これは、国保法の77条に基づく減免措置への公費投入は、このたび県一本化になりましたけど、厚生労働省の区分では国保の運営方針に基づき計画的に削減、解消すべき赤字には含まれていないということで、これは一般会計からの繰り入れを続けてもいいということではないかということなんですけれども、この仙台市が行ってますので、こういったことは、我が村にとっては無理なことでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） いろいろ研究される自治体もあるわけですが、今の段階で、それが可能なか不可能なのかという見解は別にして、これまで国民健康保険事業に一般会計からたくさんのお金を出してききましたので、今回の都道府県化で、じゃあ医療費が下がることは基本的にはないと、右肩上がりですと上がっていくだろうなというふうに思ってますけれども、高齢者がどんなふうになれるかで影響が大きくなると思いますが、今の段階で、じゃあそこに制度の、国が言う一般会計からの繰り入れに該当しないという見解をもって、被保険者の皆さんの保険料に充てるという考えは、まだまだ早計かなという気がしています。とりあえず、国は激変緩和を、30年度も含めて、6年間の対策だということですので、もうちょっとその先を見きわめる必要があるかなという気がしています、保険料のばらつきをですね。要するに高いのか安いのかということで、見きわめをしていかなければならないというふうに思いますし、その前段で、この答弁で言いました、我が村としては、保険料の県内一本化を求めていますので、それをまず求めていくのが先決だと、先やる仕事だというふうに思っていますので、今、国が言う一般会計からの補填に該当しない施策を考え出すということではないというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 例えば、この仙台市の場合は、一般会計からの繰り入れに該当しないというような認識ではないようではございますけれども、要するに、子供がいるということが特別な事情ということで、これは首長が認定すればそうなんですか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 子供の均等割をかけない理由の特別理由に該当するのかということでは、仙台の市長さんのお考えや事務方の考えはわかりませんが、なかなかそこに該当させるという考えには至らぬのであろうなという気がしてまして、仙台市の考え方をもうちょっと検証してみる必要はあるかなというふうに思ってますけれども、あんまり一般的でないな、やり方は、というふうに思っています。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 1兆円の中身についてなんですけれども、結局は、もちろん医療費が爆発的にふえているということは、医療技術も進歩していますので、みんなが恩恵受けてるわけですから、それはそれとしてあります。それとあわせて、今、この1兆円の中についてなんですけれども、要するに国民健康保険の場合、昭和59年の国保法の大きな改正がある前は、総医療費

の45%を国が負担しておりました。それがイコール、医療給付費の59%に当たりますので、それを1兆円をつぎ込んで、定率公費負担とすれば、そこが、今59%負担してるけど、63%に引き上げられるので、大きな保険料の減免になるというような話のようです。確かに医療費が伸びているんですけども、本当に国庫負担の定率負担がどんどん減らされてきたっていうところも、私は見ておく必要があるなって思います。以前はほとんど定率負担でやっておりました。私、ずっと見ていますと、基盤安定繰入金の財源についても全額国が負担していた時期、そして、それが8割になって、5割になって、結果的に、県のほうに移譲しましたので、県が4分の3を見るということになったんですけども、やっぱりこういうふうにして国の定率負担がどんどん削られたことを、それをもとに戻して、それよりちょっと上乘せした分が1兆円だそうです。このあたりで、私は、これについては、いろいろ地方のほうからどんどん声を上げていただいていると思いますけれども、これは全く見通しがないと、具体的に何も示してもらえないというような感じなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 今、3,400億できゅうきゅうとしてますので、さらにこれを1兆円に伸ばかすというのは至難のわざだなというふうに思います。要求し続けなければなりませんけれども、至難のわざだなというふうに思いますし、さらには、いわゆる国が国保の医療費に対する国としての負担割合をこれまで引き下げてきたということについては、非常に残念でありますけれども、そんなことにさせられたということでは、やっぱり異議を唱え続けなければならない、その1兆円のこととあわせてですね。それがつながる、つながらんは別にして、異議を唱え続けなければならないということだと思いますけれども、仙台市のような、そのことを理由には、仙台市のその子供の均等割をかけないということにはつながりませんので、当然それは御理解の上かだと思いますけれども、それとこれは別問題だというふうに考えてます。国の負担というのはやっぱり求め続けなければならないというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） ただ、はっきりしているのは、これ以上国民健康保険料の負担がふえるということであるならば、これが本当に制度の矛盾っていいますか、もともと県知事さんたちも訴えられた構造問題の解決からどんどん、それが実現が難しくなっていくのではないかなっていうことを思ってます。本当に、村長も勇退宣言されましたけれども、これから、先ほど同僚議員の御答弁の中で、国主導の圏域構想が進んでいく中で、しっかりとその本村の立ち位置を定めなければならないということをお答弁をされました。さらに、国から回ってくることに首を

絞められないようにというような御発言もありましたけれども、私も本当に、今ここで、国と一緒にいろいろなことを進めていき、住民の負担が本当にふえていくということには絶対なってはならないし、してほしくないと思ってますので、ぜひ、これから本当に何となくせめぎ合いって感じもするんですけれども、そのあたりを新しい村長さんには頑張ってくださいたいと思っております。

そうしますと、教育の問題で、教育長のほうに、よろしく願います。今、教育長の御答弁をお聞きしまして、ちょうど、愛知県の犬山市の実績ということで、これは犬山市は最初、学力テストに参加しておりませんでした。ところが、市長さんがかわって、市長さんはテストに参加したい市長さんだったので、今は参加しておられますけれども、今、お話を聞いておまして、犬山市が学力テストに参加しない理由というのを当時発表しておられました。それは、いつの時代にも教育改革には2つの流れがあると。1つは教育再生会議が進める改革、それはその時々政府、財界の要求に沿って行われる流行の改革で、もう一つの改革は、いつの時代にも変わらない、教育の本質に基づく不易の改革って言うふうになっておられまして、戦前は戦争のための人づくり、戦後は経済成長のための人づくり、最近では経済成長を支える優秀な人材をどう確保するのか、落ちこぼれが少々あってもいいという財界の考えが反映しているように思うということでした。そういうことから、ここは、要するに、日吉津村と同じことだわと思って思ったんですけども、学力を伸ばすには、やはり少人数学級ということに気がついたということで、少人数学級を実践しておられますし、それとチームティーチャー制度を導入したりして、学ぶ喜びと教える喜びを学校に定着させるということで頑張っておられました。私、先ほど教育長のお話を聞いておまして、〇〇教育、〇〇教育ということをお聞きして本当にびっくりしました。本当にこれは学校ですることなのかなというふうに思いました。

そこですけれども、実は、臨床教育学的立場からのアンケート調査っていうのを、私、見ました。これは、私、113チャンネルを見て、あっと思ってびっくりしたんですけども、このアンケート調査をされた団体が教育改革市民フォーラムといいます。そのメンバーの中に佐藤学先生がいらっしゃいました。それと、尾木ママと言われる尾木先生もおられましたけれども、その教育改革フォーラムがアンケート調査を実施されました。それは、現場で日々子供たちと向き合っている教員たちは全国学力テストをどのように捉えているのかということで、これは調査地域が関東甲信越地方が3県、東海地方が1県、北陸地方が1県、合計5県で、有効回収数が73.3%だったそうです。公平を期すために、全員参加体制に近い研修会、講演会の会場にて主催者を通して配付、回収されたんだそうです。

私、これをちょっとつぶさに見ました。まず、現在のような全員参加の全国学力テストはいつそのこと中止すべきだという声もありますが、あなたはどうかという設問です。それについて、この先生方は、中止することに大いに賛成が37.8%、どちらかといえば賛成が27.8%、合わせたら65.4%に達していたということです。反対に、中止することに反対、余り賛成できないという方を合わせたら、12.7%だったそうです。それについて、教育長の見解をお聞きしたいですけど。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） そのアンケートの結果のお話でございますが、本当に教員の全体の考え方を反映しているかどうかという点について、ちょっとそこそこはわかりにくいというふうに思います。学校の中には、せんでも自分でできるぞ、学力を定着させるのは自分のやり方でできるぞと思う人もいるでしょうし、教員もいるでしょうし、今さっき申し上げましたように、結果を活用してやって、より一層学力を定着させようかという考え方もあるでしょうし、この、合わせて65.4%対12.7%になるかどうかはわかりませんが、さまざまな意見があるだろうなというふうには思いました。ただ、実際に目の前にいる子供たちの、福井県の意見書にもありましたが、多様化する子供たちの特性に合わせた教育をやっていくべきだというふうな意見が書いてありましたけども、まさにそのとおりで思っていて、先ほども答弁の中でも申し上げましたが、基礎学力の定着からは、これだけは避けて通れない、この全国学力・学習状況調査の結果を活用して、ようし、やってやるぞっていうふうになってほしいなと私は思っているということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） なってほしいなという思いはよくわかりました。本当に、もう一つ、6点くらいあるんですけども、どの設問についても、やっぱり学力テストはやめたほうがいいなという印象を私は受けました。まず、この、あなたの学校にとって全国学力テストは学力向上に役立つと感じますかという設問については、先生方は、学力向上には役立たないと62.9%の方がお答えになってます。私、これは、さまざまいろいろな考えがあるとしても、きょうはもう時間がありませんですけども、教育とは何ぞやとか、学ぶとは何ぞやとかいうことを考えたときには、本当に今の、何ていうのか、流行に惑わされることなく、きちんと犬山市が言っておられます教える喜び、学び合う喜びっていうことを定着させるんだということで取り組んでおられるところもいらっしゃるということに私は大きな感動をしてるんですけども、そのあたりで、まだ、校長先生の対象としたアンケートもあるんです、校長先生。これも学力テスト

はサンプル方式でいいと、抽出方式に改めることに賛成ですという校長先生が53.2%ありました。全員が対象じゃなくてもいいじゃないかという。そして、中に、2008年の秋には、自民党の無駄遣い撲滅プロジェクトチームも、全国学力テストは毎年50億円から60億円の税金が投入されている、現状のやり方のままなら無駄だから、悉皆調査ではなく、サンプル調査で十分であるという見解を示したということになってますので、こういった、これが全体からいけば何割か、正確なところはわかりませんが、こういった意見があったりしておるってということがわかっていて、ずっと進めているのかなとか、いろいろ疑問に思うんですけども、そのあたりについて、願望になってしまいますけども、この50億、60億を、財源を、税金を、教員の数をふやすほうに回したほうがいいのではないかなと私は思うんですけども、いかがですか、教育長、これを最後の質問にします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 最後の御質問、何十億を教員の定数に回したら、両方あるといいかなというふうに思いますけども、犬山市の事例がお話でありました。犬山のその当時の教育長さん、わしゃせんぞという教育長さんの話は、実際に聞きました、全国の会合があったときに聞きました。ああ、自分なりの考え、反骨精神を持った人だなというふうな考え方でしたが、学力調査はやらない、しかし、ITを駆使した、それから、おっしゃいましたように、少人数学級、チームティーチングという別の手法で学力の定着を図るんだと、自分なりの考えは明確に持った人でした。そういう教育長さんなら、わしゃせん、こうやるって言って、そのとおりにされたでしょう。しかし、その後、これもおっしゃいましたように、市長さんがかわったら、やるようになったと。そのときは、たしか教育長さんもかわったんじゃないかと思うんですけど、というようなことだったかなというふうに思います。

学力の定着に役立たないと答えた方が62.9%ですか、あったということですが、役立たないという判断をするのか、役立てようという気持ちになるのかというあたりも、また考え方として、物事は受けとめ方、それに対して、今後どうしていくか、自分はどうするか、これはよくない、私は、これは大変だじゃなくて、じゃあ、今、これからどうやっていこうかって考えて、前向きに考えていくことが大事だなと私は思っているところでして、いろんなお考えがあるかと思いますが、日吉津小学校は日吉津小学校なりに、基礎的な学力の定着と人を大切にできる力ということの二本柱の教育が進んでいくように努力してまいりたいと思っております。以上です。

○議員（6番 江田 加代君） 終わります。

○議長（山路 有君） 以上で江田議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あす3月5日午前9時から一般質問2日目を行います。当議場に御参集ください。

以上で終わります。御苦労さまでした。

午後2時40分散会
